

「水といのちと人々の営みについての
総合政策（計画）」に
「総合的湿地教育」を位置づける

～ラムサール条約登録湿地関係市区町村に
おける湿地教育の現状と課題～

2026年3月

ラムサール条約登録湿地関係市区町村会議

はじめに

2022年11月に開催されたラムサール条約第14回締約国会議（COP14）において、決議XIV.11「Wetland education in the formal education sector（学校を中心とする公教育部門における湿地教育）」が採択された。この決議は、学校教育も含めて、公権力が関与する湿地教育を大きな流れとすること、そして、これを含む湿地教育の機会を充実させることを目指して、多様な取組を推進することを求めている。

湿地教育については、日本では長きにわたり地域や学校において、多様な人々の協力のもと多様な主体により実施されてきた。しかし、必ずしも「湿地教育」という纏まりで行われてきたとは限らない。

そこで、湿地教育をより豊かにしていくために、ラムサール条約登録湿地関係市町村会議では、2023～25年度の3年間の学習・交流事業のテーマを「地域を支える湿地教育」とし、2023年度、24年度の「学習・交流会」において、「湿地教育」の基本的な考え方の共有、各地の事例報告、副読本の交流を踏まえた研修活動を実施してきた。

また、本会議は2025年2～3月に、湿地教育についてのアンケート調査を実施し、「中間報告書」を作成した。

そして、この報告書では、2023～25年度の学習交流会においてコーディネーターをお勤めいただいた、法政大学名誉教授の笹川孝一先生（2023年度）と都留文科大学准教授の田開寛太郎先生（2024～25年度）にご協力いただき、これまでの発表事例以外にも広く、会員自治体の事例をとりまとめ、会員自治体に提供することで、各自治体が学校現場も含めた公教育システム（公民館、図書館、博物館、水族館を含む）との連携の際に参考となる資料とすることを目指した。

併せてこれらの事例を集計し、学校教育を含む公教育における湿地教育の推進にどのような課題があるのかについても、とりまとめを行った。

なお、2025年度は3年間のテーマの最終年であるため、アンケート結果を踏まえた報告書及びその概要版を作った。さらに、2025年7月にジンバブエにて開催された、第15回ラムサール条約締約国会議（ラムサール条約COP15）において、日本の湿地教育に関するポスターを展示した。そして、11月に釧路市で開かれた第16回学習・交流会（市区町村長研修会）での研修素材とした。

以上をふまえて、この度、報告書最終版及び概要版を作成し、全会員市区町村に配布すると共にHPに載せ、環境省に提出し、国会図書館に納入した。

なお、執筆に際しては、笹川名誉教授に大変お世話になった。

提言を含めて、中間報告書、本報告書、概要版の3点セットが、会員市区町村における湿地教育の発展と会員間の交流に役立つことを心から願うものである。

ラムサール条約登録湿地関係市町村会議 会長 釧路市長 鶴間秀典

目次

1. 総合的湿地教育と「湿地教育」の3つのカテゴリー	
～湿地に関する教育、湿地のための教育、湿地を舞台とする教育～	1
1) 湿地に関する、湿地のための、湿地を舞台とする教育	1
2) 3つの湿地教育の総合性	1
2. 湿地教育3つのカテゴリーとラムサール条約	
～水といのちと人々の暮らしに関わる教育としての湿地教育～	3
1) ラムサール条約「前文」が示す「湿地教育」	
～人間と環境との相互依存・湿地減少の防止、水循環の調整機能、人間を含む湿地に固有の植物・動物の生育・生息環境の維持、人間の生活に重要な、水・湿地と経済（産業）、文化、科学（学問）、レクリエーション（健康の維持・回復）上の価値、水鳥の生息地～	3
2) ラムサール条約本文が示す「湿地教育」	
～幅広い「湿地」定義、国際的な登録湿地、全ての湿地の「保全とワイズユース計画」、保護区の設定と湿地や動植物に関する研究と資料交換の促進、モニタリングができる人の養成～	5
3) ラムサール条約締約国会議（ラムサール COP）決議が示唆する「湿地教育」	
～CEPA、地域、職域、学校、生涯学習システム～	7
3. 湿地教育の歴史～インフォーマル、フォーマル、ノンフォーマルな湿地教育～	8
4. 誇るべき日本の湿地教育	10
5. 湿地教育の現状と課題	12
1) 広く住民の間で行われている湿地教育プログラム～インフォーマル・エデュケーション～	12
2) 自治体各部局等が関わる教育活動～ノンフォーマル・エデュケーション～	14
3) 公教育学校等での湿地教育活動　～フォーマル・エデュケーション～	17
6. 提言	32
1) 「水と多様な生命と人々の暮らしに関わる自治体の総合政策（計画）」策定	32
2) 「水といのちと人々の営み」総合政策（計画）に「湿地教育」を組み込む	33
3) 地域における「湿地教育」の総合的取り組み	33
おわりに	38

～資料編～	40
1. 決議 XIV.11 「Wetland education in the formal education sector (学校を中心とする公教育部門における湿地教育)」 日本語・英語	40
2. グループワークのための事例記入用紙における「インフォーマル・エデュケーション」「ノンフォーマル・エデュケーション」「フォーマル・エデュケーション」についての説明	48
3. 学校教育で〇〇教育を行うために (第 15 回学習・交流会での日置光久さんの言葉)	55
4. 学校教育法 一部抜粋	56

「水といのちと人々の営みについての総合政策（計画）」に
「総合的湿地教育」を位置づける

1. 総合的湿地教育と「湿地教育」の3つのカテゴリー

～湿地に関する教育、湿地のための教育、湿地を舞台とする教育～

1) 湿地に関する、湿地のための、湿地を舞台とする教育

湿地教育には、3つのカテゴリーがある。それは、①湿地に関する教育、②湿地のための教育、③湿地を舞台とする教育、である。多くの湿地関係者は、①と②を意識する。しかし、「学校」を含む公教育関係者は③を意識することが多い。後者の場合「教育」とは、児童、生徒、学生、大学院生、社会人の「人格の完成」（教育基本法）を目指して行われるもので、思考力や判断力、社会の中での自分の位置について自覚的になるなど（学校教育法）の諸能力の発達を目指す行為である。

1. 総合的湿地教育 ～「湿地教育」の3つのカテゴリー

- ①湿地に**関する**教育（湿地関係者）
- ②湿地の**ための**教育（湿地関係者）
- ③湿地**を舞台とする**教育（学校関係者）

③⇒児童、生徒、学生、大学院生、社会人の「**人格の完成**」を目指す（**教育基本法**）

思考力、判断力、社会の中での自分の位置に自覚的な行動などの常識を育成等（学校教育法）の諸能力発達を目指す行為

2) 3つの湿地教育の総合性

湿地に関連して、また湿地の保全・活用などについて働く人を育てる場合にも、身体的な体験や断片的な情報だけでは十分ではない。湿地に関連する取り組みについて臨機応変に、かつ持続的に対処するためには、知識、技術、思考力、判断力、社会や歴史の中での

自分の位置等を総合的に考え、実行できる「人格の完成」に向かう成熟力が必要となる。これは、とくに教育基本法や学校教育法で規定されており、学校との連携を考える場合には欠かせない視点である。

したがって、「湿地教育」には、湿地に関する教育、湿地のための教育、湿地を舞台とする教育という3つの湿地教育の統合された総体が求められる。すなわち、①湿地に関する情報や知識、技術や智慧の育成を目指す教育。②湿地の保全・再生、賢い活用（ワイズユース）・持続可能な利用（サステイナブルユース）、湿地の研究、情報交換に役立つ知識や技術の探求、成果物の共有を行える人を育てる教育。③湿地という舞台において、自然や郷土・国家や地球（地域）に対する愛、観察力・注意力・判断力を育て、自然や社会の中で自立・自律的にかつ協同的に生きる主体的な人格を持つ人に互いに育ちあい育てあっていく教育、である（図1）。

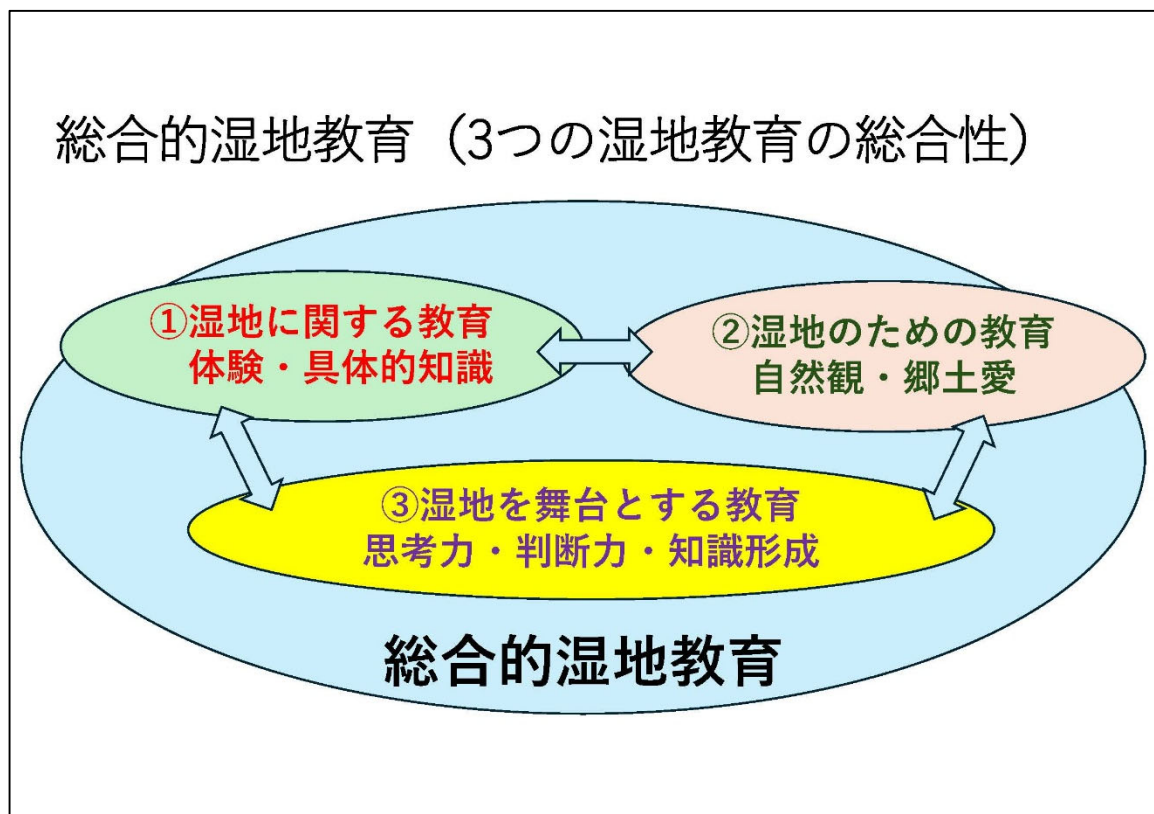


図1 総合的湿地教育

2. 湿地教育 3つのカテゴリーとラムサール条約

～水といのちと人々の暮らしに関わる教育としての湿地教育～

このような湿地教育は、ラムサール条約によっても方向づけられている。

1) ラムサール条約「前文」が示す「湿地教育」

～人間と環境との相互依存・湿地減少の防止、水循環の調整機能、人間を含む湿地に固有の植物・動物の生育・生息環境の維持、人間の生活に重要な、水・湿地と経済（産業）、文化、科学（学問）、レクリエーション（健康の維持・回復）上の価値、水鳥の生息地～

ラムサール条約の前文は、①人間と環境との相互依存についての認識を前提とする。

そして、「湿地 wetland」の機能について、②水循環の調整、③湿地に特有な植物・動物の生育・生息環境の維持、④人間の生活にとっての、i) 経済上の価値、ii) 文化上の価値、iii) 科学・学問上の価値、iv) レクリエーション（健康・元気回復）上の価値を挙げている。

そして、しばしば「ラムサール条約は水鳥のための条約」と誤解されているが、⑤水鳥については、国境を越えて移動する存在なので、「国際協力を促進する資源」だと限定的に位置づけている。

2. ラムサール条約による湿地教育の方向付け

1) ラムサール条約「前文」が示す「湿地教育」の方向性

①人間と環境との相互依存～大前提～

～3つの湿地機能への着目～

②水循環の調整機能

③人間を含む湿地に特有な植物・動物の生育・生息環境の維持

④人間の生活にとっての重要な価値

i) 経済上の価値 ii) 文化上の価値 iii) 科学・学問上の価値

iv) レクリエーション（健康・元気回復）上の価値

⑤国際協力を促進する資源としての水鳥の位置づけ

つまり、ラムサール条約前文が示唆する湿地教育は次のような、内容、方法、場と関連するものである。

それは、①大前提としての、人間と環境との相互依存の持続性を重視する教育である。そのために、②水循環とその調整機能、③人間を含む湿地に特有な植物・動物の生育・生息環境の維持機能、④人間の生活にとって重要な水・湿地と経済（産業）、文化、科学（学問）、レクリエーション機能（健康の維持・回復）という湿地がもつ3つの機能を重視する教育である。⑤そのうえで、国際交流のための資源、道具立てとして、国境を越えて移動する水鳥の生息地の役割を位置づける教育である（図2）。

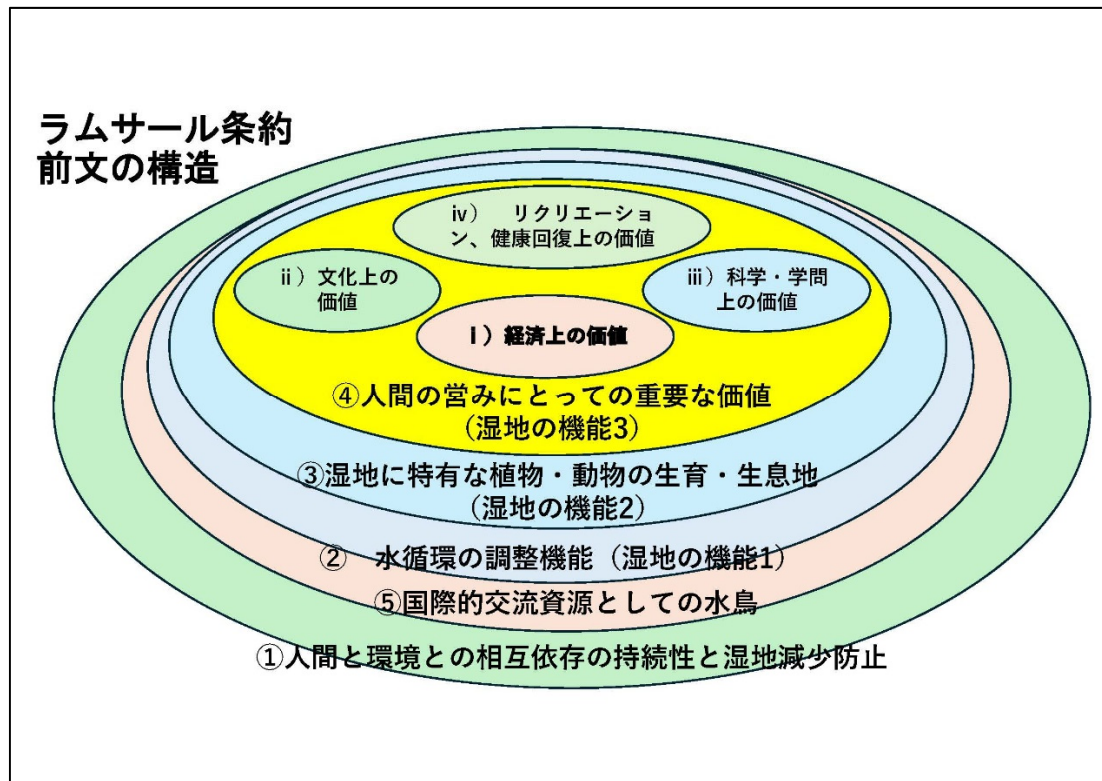


図2 ラムサール条約前文の構造

（ラムサール条約前文） 締約国は、人間とその環境とが相互に依存していることを認識し、水の循環を調整するものとしての湿地の及び湿地特有の動植物特に水鳥の生息地としての湿地の基本的な生態学的機能を考慮し、湿地が経済上、文化上、科学上及びレクリエーション上大きな価値を有する資源であること及び湿地を喪失することが取返しのつかないことであることを確信し、湿地の進行性の侵食及び湿地の喪失を現在及び将来とも阻止することを希望し、水鳥が、季節的移動に当たって国境を越えることがあることから、国際的な資源として考慮されるべきものであることを認識し、湿地及びその動植物の保全が将来に対する見通しを有する国内政策と、調整の図られた国際的行動とを結び付けることにより確保されるものであることを確信して、次のとおり協定した。

2) ラムサール条約本文が示す「湿地教育」

～幅広い「湿地」定義、国際的な登録湿地、全ての湿地の「保全とワイズユース計画」、保護区の設定と湿地や動植物に関する研究と資料交換の促進、モニタリングができる人の養成～

また条約の本文も湿地教育の内容、方法、場を示唆している。すなわち、第1条は、

①人間生活に直接関係する水のある場所としての「海洋沿岸域湿地」「内陸湿地」「人工湿地」を全て湿地とする幅広い定義を行い、多様な湿地タイプを提示している（表1）。

「ラムサール条約湿地分類法」に基づく湿地のタイプ		
● 海洋沿岸域湿地	O 淡水湖沼	Zg 地熱性湿地
A 低潮時 6m 以浅の浅海域	P 季節的・一時的な淡水湖沼（氾濫原を含む）	Zk(b) 内陸のカルスト、洞窟性水系
B 海洋の潮下帯域（藻場を含む）	Q 塩水湖、汽水湖、アルカリ湖	● 人工湿地
C サンゴ礁	R 季節的・一時的な塩水・汽水アルカリ湖	1 養殖池
D 海域の岩礁	Sp 塩水・汽水・アルカリ性沼沢地、水たまり	2 ため池
E 砂浜海岸（砂州、砂嘴、砂丘を含む）	Ss 季節的・一時的な塩水・汽水・アルカリ性沼沢地	3 水田、灌漑地
F 河口域（河口水域とデルタ口）	Ip 淡水沼沢地、水たまり	4 季節的に冠水する農地
G 干潟（泥質、砂質など）	Ts 季節的・一時的な淡水沼沢地、水たまり	5 塩田
H 潮間帯湿地（塩性湿地、沼地など）	U 樹林のない泥炭地（高層・中間・低層湿地）	6 貯水池、ダム
I 潮間帯森林湿地（マングローブ林など）	Va 高山湿地（雪解け水の一時的水域を含む）	7 採掘現場・跡地
J 沿岸域の汽水・塩水潟湖	Vt ツンドラ湿地	8 廃水処理区域
K 沿岸域の汽水潟湖	W 灌木の優占する湿地（低木湿地林）	9 運河、用水路
Zk(a) 海洋沿岸域のカルスト、洞窟性水系	Xf 樹木の優占する湿地（淡水）	Zk(c) 人工のカルスト、洞窟性水系
● 内陸湿地	Xp 森林性泥炭地	
L 内陸デルタ	Y 泉、オアシス	
M 河川（滝を含む）		
N 季節的・一時的な河川		

表1 湿地の分類表

ここでは、藻場（B）も、温泉＝地熱性湿地（Zg）も、水田、灌漑地（3）や上下水道システム＝廃水処理区域（8）も「湿地」である。

第2条は、国際的にとくに重要な湿地を登録簿に載せることを、第3条は、登録湿地の保全や全ての湿地の賢い利用（ワイズユース）を促進するために、計画（保全活用計画）の作成・実施を締約国の責務としている。さらに、第4条は、④登録湿地の生態学的特徴の変化についての情報入手と、全ての「湿地に自然保護区を設け」て湿地と水鳥の保全を促進するために、湿地とその動植物に関する研究と関連資料・刊行物の交換を奨励し、湿地の研究、管理・監視の能力をもつ者の訓練を促進することとしている。

つまり湿地教育について、条約本文は、①「海洋沿岸域湿地」「内陸湿地」「人工湿地」を含む幅広い湿地に関連するものだとしている。②とくに国際的に重要な湿地を登録すること、③登録湿地の保全及び全ての湿地のワイズユースのための計画作成と実施、④保護区の設定と湿地や動植物に関する研究と資料交換の促進、モニタリングができる人の養成を、要請している。この、保全と再生、ワイズユース（賢い活用）、CEPA（学習・交流）というラムサール条約本文の重点は、環境省のHPにも示されている（図3）。



図3 ラムサール条約3つの柱

ラムサール条約本文が示す「湿地教育」

- ①幅広い「湿地」定義による「湿地」の多様性への着目（第1条）
- ②国際的に重要な湿地の登録（第2条）
- ③登録湿地の保全と全ての湿地のワイズユースについての計画の策定と実施（第3条）
- ④適切な保護区の設定、湿地や動植物に関する研究、資料・成果の交換、モニタリングができる人の養成（第4条）⇒締約国会議決議によるCEPAの展開

3) ラムサール条約締約国会議（ラムサール COP）決議が示唆する「湿地教育」～CEPA、地域、職域、学校、生涯学習システム～

この第4条を受けて、ラムサール条約締約国会議で採択されてきた決議は、湿地に関連する「対話とキャパシティ・ビルディング（力量形成）、教育、参加、社会的な気づき

（Communication, Capacity Building, Education, Participation and Awareness: 略称 CEPA）」を強調してきた（決議XII.9 ラムサール条約コミュニケーション・力量形成・教育・参加・普及啓発（CEPA）プログラム2016–2024）。CEPAは、当初、Education and Public Awareness(EPA)だった。その後、Communicationが入り、Communication, Education and Public Awareness(対話、教育、社会的な気づき：CEPA)となり、さらに、Public Awareness が Participation and Awareness に変わった。そして、Capacity Building が加わって、今日に至っている。その変化は、地域の人々が自分たちで湿地を賢く持続的に活用・保全して行くために自主的に対話し、大人、若者、子どもたちが自らを育て、互いに育ちあっていく方向である。

ラムサール条約締約国会議（ラムサールCOP）決議が示唆する「湿地教育」
～CEPA、地域、職域、学校、若者、生涯学習システム

①第4条を受けて締約国会議の決議で「湿地教育」を補充

②EPAからCEPAへ（2015 COP12 ウルグアイ）

「対話とキャパシティ・ビルディング（力量形成）、教育、参加、社会的な気づき（Communication, **Capacity Building**, Education, Participation and Awareness: CEPA）」（決議XII.9 (CEPA)プログラム2016–2024）

③学校を含む公教育での湿地教育の推進（2022 COP14 決議 XIV. 11）と若者の育成（決議XIV.12）

そして、そうした取り組みを、地域、職域とともに学校を含む公教育の場で、若者の育成に力を入れるべきだとしてきた（決議XIV.11 学校を中心とする公教育部門における湿

地教育、決議XIV.12 ユース（youth）を通じたラムサールの連携の強化）。

つまり、締約国会議決議の積み重ねは、次のことを示唆している。①湿地そのものや湿地に関連する事柄についての取り組みに参加する。②湿地や湿地に関わる動植物や人々の命と営みについて、その歴史や現状、いま取り組むべきことについて、想い、考えを巡らす。③湿地の現場において人々と対話・協力し、取り組みの主体となる。④お互いに気づき合い、育て育ちあっていく。⑤それらを通じて、思考力、判断力、実行力、世の中での自分たちの立ち位置を見極める。⑥そのような総合的な湿地教育を、地域、職域、国内、国際的に、乳幼児から子ども、思春期、青年、大人、高齢者までの全ての人を対象に、学校を含む生涯学習システムの中で実現していく。

決議を踏まえた「湿地教育」の方向性

- ①湿地そのものや湿地に関連する事柄についての取り組みに参加する。
- ②湿地や湿地に関わる動植物や人々の命と営みについて、その歴史や現状、いま取り組むべきことについて、想い、考えを巡らす。
- ③湿地の現場で、人々と対話・協力し、取り組みの主体となる。
- ④お互いに気づき合い、育て育ちあっていく。
- ⑤それらを通じて、思考力、判断力、実行力、世の中での自分の立ち位置を見極める。
- ⑥そのような総合的な湿地教育を、地域、職域、学校において、国内・国際的ネットワークの下に、乳幼児から子ども、思春期、青年、大人、高齢者まで、障がい者や健常者、エスニックマイノリティー、患者や囚人も含む、全ての人を対象とする、生涯学習システムの中で実現していく。

3. 湿地教育の歴史～インフォーマル、フォーマル、ノンフォーマルな湿地教育～

以上のような文脈における「湿地教育」は、飲み水や農業用水と直接結びついて、人類の歴史と共に「インフォーマル・エデュケーション」（人々の間で行われてきた、国家権力等が関わらない教育）として展開されてきた。しかし、1776年にアメリカ合衆国が独立し、1789年にフランス革命がおこると、全ての国民が通う学校や市民に開かれた図書館な

どの「普通国民教育」制度が始まった。とくに卒業資格を出す近代学校制度が整備されるにつれて、それらは「フォーマル・エデュケーション」と呼ばれた。そして、卒業資格は出さないが、国家や地方自治体の権限や予算が関係する多様な教育活動が組織され、それらは「ノンフォーマル・エデュケーション」と呼ばれるようになった。

つまり、現在の社会における「湿地教育」は、3つの部分から成り立っている。①地域や職域で広く行われているインフォーマル・エデュケーション。②文部科学省管轄の幼・小中・高校・大学及び農業大学校等各省庁が管轄する学校で卒業資格・学位等を出す学校としてのフォーマル・エデュケーション。③国家や地方自治体が関与するが卒業資格を出さないノンフォーマル・エデュケーション。

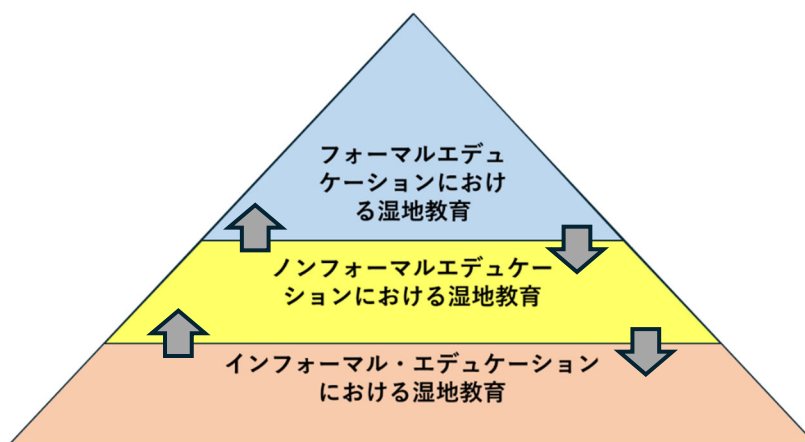
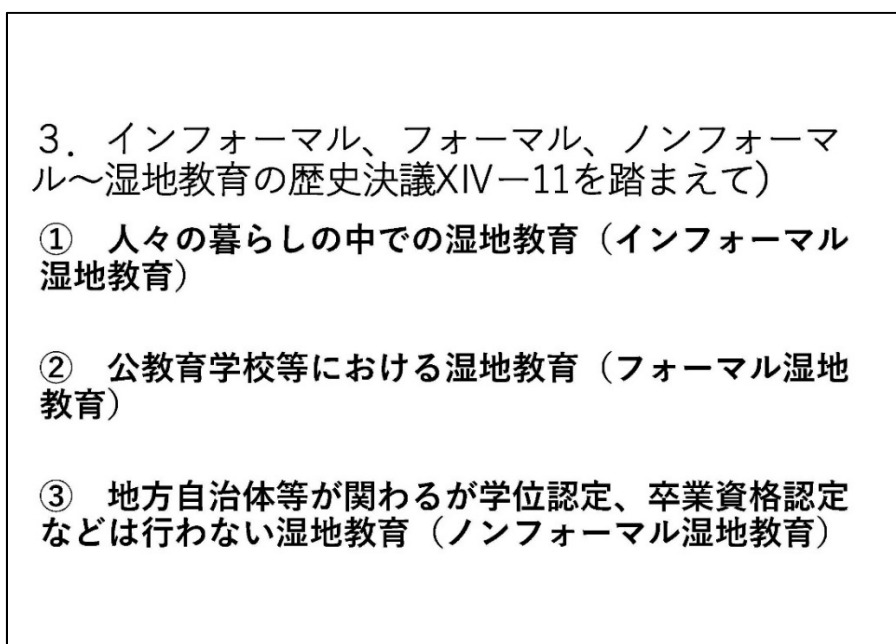


図4 インフォーマル湿地教育、ノンフォーマル湿地教育、フォーマル湿地教育の関係

4. 誇るべき日本の湿地教育

以上を前提として「湿地教育」の歴史を振り返ると次のように言える。

1) 日本では地域、職域、家庭、学校等で取り組まれてきた、「湿地教育」の長い歴史と蓄積がある。それは、飲み水や生活用水確保の場、漁撈や農業の場、衣食住の材料確保の場、湿地を舞台とする踊りや音楽、祝詞や詩歌、物語の場などについての世代や地域にまたがる語り伝え、技の継承としての湿地教育である。こうしたことは、近代化、工業化、契約社会化、民主主義社会の進展に伴っても行われてきた。

注目されることは、渡良瀬川の鉱毒による「谷中村滅亡」事件や、水俣を中心とする不知火海や新潟の阿賀野川の有機水銀汚染による生活圏や人命に関わる被害（水俣病、新潟水俣病）への対応が、ドキュメンタリー、小説、映像、学習教材作成などを含めて行われてきたことである。そして、これらも含めて、人と水と動植物とのかかわりについての社会的な対話、それらへの問題解決への工夫など、広く社会における教育活動が行われ、有機水銀に関する国際条約（「水俣条約」）や渡良瀬遊水地の再生などを含めて、取り組まれてきた。

4. 誇るべき日本の湿地教育の取り組み

1) 地域、職域、家庭、学校等で取り組まれてきた「湿地教育」の長い歴史と蓄積

- ① 飲み水、生活用水、漁業、農業、衣食住の材料確保の場
- ② 湿地を舞台とする踊り、音楽、祝詞や詩歌、物語の場
- ③ 世代や地域にまたがる語り伝え、技の継承としての湿地教育
- ④ 近代化、工業化の中での負の出来事と再生への格闘・奮闘の歴史：
谷中村滅亡⇒渡良瀬遊水地創設、水俣病⇒水俣条約、東京湾埋め立て⇒
谷津干潟保全・活用、釧路湿原農地化計画⇒湿原保全、尾瀬のダム化計画⇒
尾瀬の保全等

2) 地域や職域、家庭等におけるこのような取り組みは、地方自治体や各省庁と連携しながら行われることもあった。

3) また、学校における授業において、教員の裁量の範囲で教材化されることもあった。同時に、学習指導要領やそれに基づく教科書に反映されることも多い。そして、国際人権規約、日本国憲法、教育基本法を踏まえて、学校教育法が義務教育学校や高校教育における教育では、「思考力」「判断力」「社会の中で自分の役割を自覚すること」などの能力を育てつつ「人格の完成を目指す」こととしているが、それに沿った取り組みをしている地方自治体も多い。

2) 地域や職域、家庭等におけるこのような取り組みは、地域の自治組織、地方自治体や各省庁と連携しながら行われることもあった。

3) 学校の授業等における教員による教材化や学習指導要領、教科書、地方自治体の副読本への反映

国際人権規約、日本国憲法、教育基本法を踏まえて、学校教育法が「思考力」「判断力」「社会の中で自分の役割を自覚すること」などの能力を育てつつ「人格の完成を目指す」こととしている。

5. 湿地教育の現状と課題

2025年2月から3月にかけて、ラムサール条約登録湿地関係市町村会議が行った調査によると、各自治体での取り組みについて、次のような結果が出ている。

1) 広く住民の間で行われている湿地教育プログラム～インフォーマル・エデュケーション～

アンケート結果によると、インフォーマル・エデュケーションについて、特徴的な活動を1つ以上挙げた市区町村数は28(43%)で、40の事例(表2)が挙げられた。

① 清掃活動、調査活動

地域で広く行われていることの1つは、干潟、河川、湖沼などの清掃活動である。名古屋市の藤前干潟では、ゴミ拾いを行うと共に、ゴミの種類の分析を行っている。東京都江戸川区の三枚洲でも、地域のボランティア団体が主体となって、清掃と「いきもの調査」を行っている。また、三枚洲にある、東京都立の海上公園の1つである「都立葛西海浜公園」の海水浴場維持の清掃活動も行なわれている。

② 水と食文化を楽しむ活動

新潟市の佐潟では、漁業協同組合、近隣住民、佐潟水鳥・湿地センターが協力して、伝統的な潟の清掃活動である「潟普請(かたぶしん)」を現代の祭りとして行ってきた。漁業権を取得した「潟主(かたぬし)」が地引網を仕掛けて、潟の底にたまった泥や菱や蓮の枯葉の浚渫を行い、捕れた鯉や鰻、雷魚などを調理して、潟の食文化を楽しむ。

沖縄の漫湖につながる国場川では、那覇市、豊見城市などの流域市町村の住民が協力して「漫湖チュラカーギ作戦」というゴミ拾い、マングローブの稚樹抜き、観察会を行う。同時に、子どもたちを含む住民が水に親しむ機会として「国場川みずあしび」を行い、地域によっては、捕れた魚を食べる取り組みも行っている。

このように、地域の住民や団体が中心となって、多様な湿地を清掃して守りながら、水に親しみ、食文化を楽しむ体験学習と、ごみの分析を通して流域での湿地保全の大切さを学んでいる。

学校教育法第21条、第30条、第50条等が示す、育てるべき能力について、「インフォーマル・エデュケーションの活動を通して育つと考えられる能力」についてのアンケート結果では、「生命及び自然を尊重する精神」、「環境の保全に寄与する態度」、「湿地に関する基礎的な知識」が多く挙げられた。一方、「外国の文化理解と国際的な協力の精神」、「豊かな生活をするための音楽、絵画・彫刻、文芸等の技能」、「湿地の課題解決のために必要な表現力」、「職業理解や勤労を重んずる態度、個性に応じて職業選択をする能力」の回答は少なかった。また、「読書」「国語」「数量的理解…処理」「郷土を愛する態度」等

は、必ずしも多くなかった（表3）。

これらのことから、広く住民の間で行われている湿地教育では、体験重視型が多く、体験を表現する作業が少ないことが示唆されている。また、その取り組みに当たっては、外国文化理解、国際教育の精神、音楽、絵画・彫刻、文芸等の能力等、課題解決のための表現力があまり重視されていない可能性がある。そして、思考力、判断力等と合わせて、学校の役割が大きいことも示唆されている。

**1) 広く住民の間で行われている湿地教育
～インフォーマル・エデュケーション～**

①清掃活動
②調査活動
③水と食文化を楽しむ活動
④「生命及び自然を尊重する精神」、「環境の保全に寄与する態度」、「湿地に関する基礎的な知識」の習得

⑤「外国の文化理解と国際的な協力の精神」「豊かな生活をするための音楽、絵画・彫刻、文芸等の技能」「湿地の課題解決のために必要な表現力」「読書」「国語」「数量的理解…処理」「郷土を愛する態度」に課題

⑥体験重視型が多く、体験を表現する作業が少ない
・思考力、判断力等と合わせて、学校の役割が大きい

表2 広く住民の間で行われている湿地教育

市区町村名	取り組み名	市区町村名	取り組み名
釧路市	釧路湿原等身近な自然に触れ合い環境を学ぶ活動	三沢市	オオセッカー斉調査
	釧路湿原国立公園連絡協議会 こどもレンジャー	大崎市	化女沼里地里山探検隊
	市民環境調査	九重町	九重・自然観察会
	世界湿地の日記念 エコツアー		タデ原レクチャー
	国際協力機構（JICA）研修	薩摩川内市	蘭牟田池外来魚駆除釣り体験
栗原市	栗駒山麓ジオパーク学習	屋久島町	ウミガメの授業
登米市	登米市クリーンアップ湖沼群	座間味村	サンゴに係る教育
	伊豆沼・内沼クリーンキャンペーン	鶴岡市	外来生物駆除（アメリカザリガニ）体験等
浜中町	きりたっぷ子ども自然クラブ	小山市	各種エコツアー
習志野市	谷津干潟をキレイにしよう！	加須市	渡良瀬遊水地探鳥ハイキング
近江八幡市	びわ湖水鳥観察会	敦賀市	中池見ジュニアレンジャー活動

長浜市	湖北野鳥センター自然クラブ“こほたん”
新潟市	ちょ〜生き物発表会
	ジュニア学芸員養成講座
美咲市	自然戦隊マガレンジャー
名古屋市	ガタレンジャーJr.プログラム
	ガタレンジャー養成講座
豊富町	サロベツ湿原センターインターンシップ
幌延町	野鳥観察会
根室市	春国営環境保全活動

荒尾市	荒尾干潟保全・賢明利活用協議会による観察会やワークショップ
	TOYOTA SOCIAL FES
佐賀市	光る！がたどろだんご教室
鹿島市	干潟体験
	むっつけ体験
	すぼかき体験
南三陸町	海の自然体験活動
	自然史ワークショップ
出水市	水産多面的事業発揮対策事業

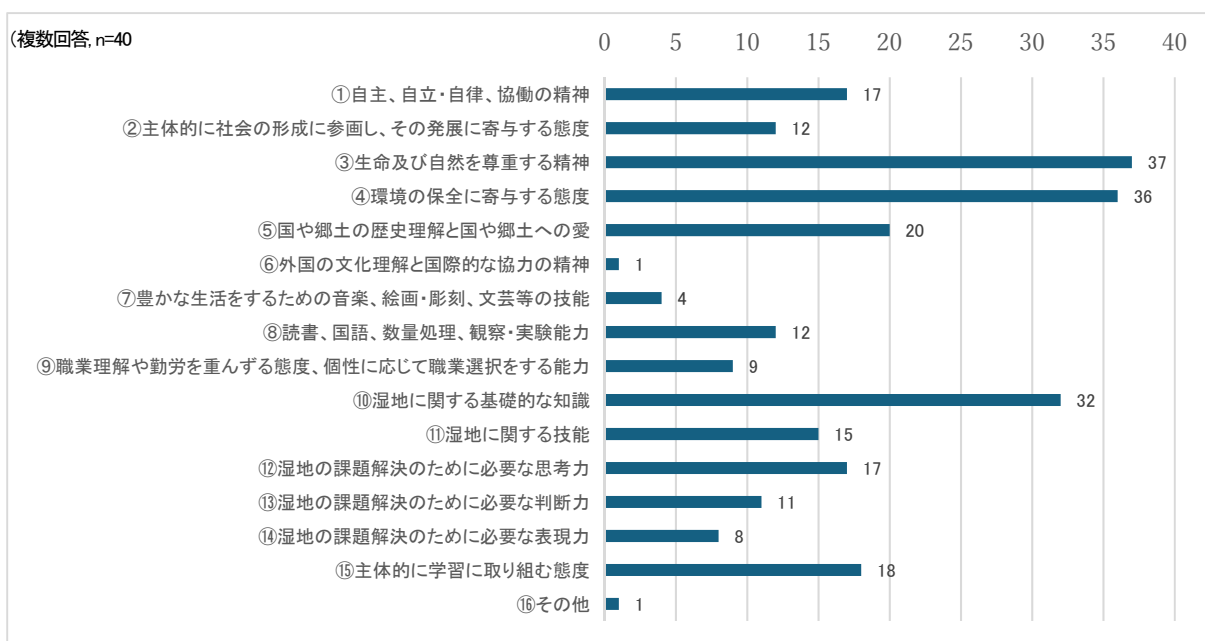


表3 インフォーマル・エデュケーションの活動を通して育つと考えられる能力

2) 自治体各部署等が関わる教育活動～ノンフォーマル・エデュケーション～

アンケート結果から、「ノンフォーマル・エデュケーション」の活動は、たくさんの自治体で取り組まれていることが確認された。特徴的な活動を1つ以上挙げた市区町村数は43(66%)で、62の事例が集まった(表4)。

市区町村名	取り組み名
釧路市	環境教育に対する教員研修講座
	市民学園講座「まなぼっとわくわく探検隊」
	釧路湿原サイエンスフェア
	釧路生涯学習まちづくり出前講座

市区町村名	取り組み名
薩摩川内市	藺牟田池外来魚駆除釣り大会
屋久島町	ウミガメ産卵観察会
座間味村	シュノーケリング体験
鶴岡市	庄内自然博物館構想推進事業

鶴居村	釧路湿原保全事業「外来植物バスターズ」	阿賀野市	白鳥パトロール隊
登米市	登米市環境出前講座	栃木市	親子水辺教室
浜頓別町	浜頓別町ジュニアガイドアカデミー	小山市	ヤナギ・セイタカアワダチソウ除去作戦
苫小牧市	こころの授業(出前授業)	野木町	ヤナギ・セイタカアワダチソウ除去作戦
	世界湿地の日記念イベント in ウトナイ湖 ～考えよう湿地と人のつながり～	加須市	「浮野の里」水生生物観察会
習志野市	ブリスベン市・習志野市湿地交流		「浮野の里」昆虫観察会
加賀市	ふるさと学習	豊田市	矢並湿地一般公開
新潟市	ハス復活プロジェクト		ラムサール湿地観察会
	水辺の生きもの観察教室	豊岡市	コウノトリ KIDS クラブ
那覇市	漫湖チュラカーギ作戦 38	廿日市市	ラムサール条約特別教室
豊見城市	国場川水あしび	荒尾市	荒尾干潟ジュニアレンジャー
	漫湖チュラカーギ作戦 38		テラー乗車体験
名古屋市	藤前干潟ふれあい事業	宮古島市	小学校出前講座
豊富町	なまら!!サロベツ∞クラブ	茨城町	酒沼環境学習会
	サロベツの地域農業と自然再生事業の取り組み	中之条町	芳ヶ平湿地群環境学習
雨竜町	北海道ふるさと教育・観光教育等推進事業	佐賀市	ひがさず FieldScool
網走市	水のいきもの観察会		東よか干潟ラムサールクラブ
根室市	子ども観光大使	鹿島市	こどもラムサール観察隊
別海町	生きもの調査		ガタを踏もうぜプロジェクト
大崎市	おおさき生きものクラブ		ガタピカ
	おおさき GIAHS アカデミー	江戸川区	東なぎさクリーン作戦
日光市	「奥日光の湿原」環境学習		屋形船でラムサール条約湿地を観察する船上観察会
串本町	串本の海出前講座		葛西海浜・臨海公園 魅力発見・探検ツアー
松江市	親子で楽しむ宍道湖での水遊び体験	南三陸町	干潟の生きもの調査
	手長エビ採り体験		南三陸町少年少女自然調査隊
美祢市	ガイドツアー	出水市	ラムサールレンジャー
九重町	チームタデ原		ツルガイド博士

表4 自治体各部局等が関わる教育活動

このような取り組みを通して「育つと考えられる能力」についての回答では、インフォーマル・エデュケーションと同様の傾向がある。すなわち、「環境の保全に寄与する態度」、「生命及び自然を尊重する

精神」、「湿地に関する基礎的な知識」が多く挙げられている。また、「湿地の課題解決のための思考力」
「主体的に学習に取り組む態度」は、ある程度育っていると回答されている。一方、「職業理解や勤労を
重んずる態度、個性に応じて職業選択をする能力」、「外国の文化理解と国際的な協力の精神」、「豊かな生
活をするための音楽、絵画・彫刻、文芸等の技能」の回答は少なく、ここでも、学校での湿地教育との連
携が大事であることが示唆されている（表5）。

2) ノンフォーマル・エデュケーション ～自治体各部局等が関わる教育活動～

①たくさんの自治体で取り組まれている

「ツルガイド博士」（出水市）、「南三陸町少年少女自然調査隊」（南三陸町）、「東よか干潟ラムサールクラブ」（佐賀市）、「ラムサール条約特別教室」（廿日市市）、「ヤナギ・セイタカアワダチソウ除去作戦」（野木町）、「親子水辺教室」（栃木市）、「うみがめ産卵観察会」（屋久島町）、「おおさきGAHSアカデミー」（大崎市）、「サロベツの地域農業と自然再生事業」（豊富町）、「ハス復活プロジェクト」（新潟市）等。

②地域の湿地教育の拠点としての施設設置と職員の配置

③このような取り組みを通して「育つと考えられる能力」についての回答では、インフォーマル・エデュケーションと同様の傾向にあり、**学校との連携、相互補完が大事である。**

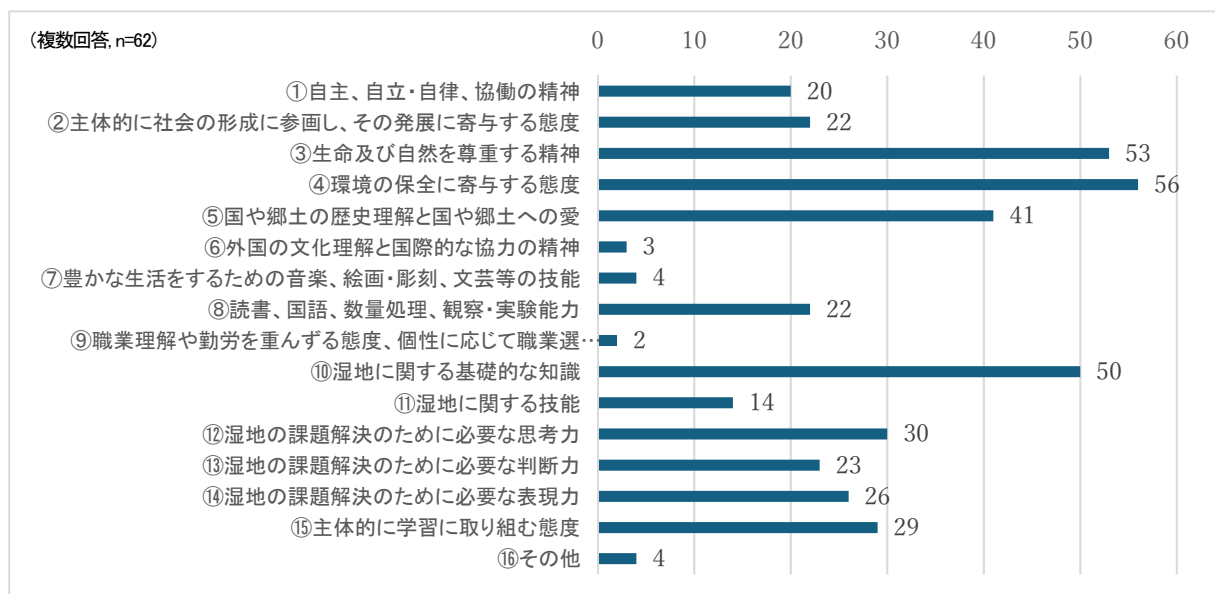


表5 ノンフォーマル・エデュケーションの活動を通して育つと考えられる能力

3) 公教育学校等での湿地教育活動～フォーマル・エデュケーション～

学校等に関わるフォーマル・エデュケーションでは、知識、思考力、判断力等も重視されていることも多い。ラムサール担当部局職員が評価するものとしては、次のような事例が注目された。

① 夏休みの自由研究にもなる「いのち学」 山形県鶴岡市

ユネスコの「食文化創造都市」である山形県鶴岡市では、地元の食材を活かした地域づくりがさかんである。その大山地区では、良質の地下水を使った酒作りと「麦切」作りが盛んで、「大山上池・下池」は、約400年前から水田に水を供給しているため池である。上池では、蓮などの水生植物の管理・収穫権をもつ「浮草組合」による盆花やれんこんの収穫などが行われてきた。そして下池のほとりに、2016年、「鶴岡市自然学習交流館 ほとりあ」がオープンした。これは、「庄内自然博物館構想」に基づいて設置されたものであるが、自然との一体感を享受するための、子ども・市民の自然学習にとって、上池・下池と高館山周辺をフィールドとして設定している。

構想段階から、地元にある山形大学農学部が積極的に関与し、大山地区の住民も参画して作られたものなので、地元地域に密着した施設運営が行われている。施設に隣接する「都沢湿地」には、アメリカザリガニとウシガエルが多く生息しているので、「ほとりあ」では、職員や施設に来る子どもたちが、駆除を目的にそれらを捕獲している。そして、毎年夏休みに小学生以上を対象に「いのち学」を開催している。これは、子どもと大人と一緒に、外来生物のアメリカザリガニやウシガエルを取り巻く保全管理、解剖、調理・試食により、いのちについて考える講座である。また、以前ほとりあでは、捕獲したアメリカザリガニとウシガエルを市内のフレンチレストランに無償提供していた。レストランでは、「カエルはフランスから輸入するほどの高級食材」なので大変喜ばれており、無償提供されているので、「ワンコインから食べられる」料理も出していた。これまでの捕獲の結果、アメリカザリガニが小型化したため、現在はザリガニを粉末にした「ざりっ粉」を開発し、ラーメン店などに提供されている。

② 学校への出前授業 佐賀県鹿島市

学校への出前授業、また、ある学年の小学生全員を対象とする、ラムサール担当部局や施設等による授業は、かなりの自治体で取り組まれている。

鹿島市では2016年から全ての小学校において環境教育プログラムを導入している。目的は、児童が有明海の干潟の価値や重要性について学び、ふるさとへの誇りを育むことにある。また、将来大人になって鹿島を離れることがあっても、地球環境について考え、行動できる人間に成長してほしいとの願いが込められている。具体的には、7つのプログラムが用意されており、その中には必修授業と選択授業がある。

必修授業には、「干潟体験」「渡り鳥を学ぶ」「野鳥観察」の3つがある。

選択授業は4つで、「有明海の生態系」「干潟の働きの実験」「海のプラスチック汚染」「水生生物調

査」である。各学校は、この中から1つまたは2つのプログラムを選んで実施する。

その際、鹿島市独自の副読本『かしまのしぜんわくわくブック』を使用して行われる。この副読本は、全て市職員の手作りで、毎年4月、小学校4年生全員に配布されている。そこには、子どもたちの興味を引きやすい登場人物の設定があり、毎月配布される漫画形式のお便り「らむさーるだより」のキャラクターともリンクしている。つまり、登場人物のストーリーを通じて自然と学びを深められる工夫がされている。

また、漫画を多く用いることで、自然や環境にあまり関心がない子どもでも、つい読みたくなる構成になっている。さらに、写真ではなくイラストを中心にしている点で、親しみやすさがあり、子どもたちが楽しく学べる内容となっている。

「干潟体験」授業の場合、「道の駅鹿島」の前にある干潟がフィールドである。干潟に入ると全身が泥だらけになるため、シャワー設備のある体験施設を利用して実施している。利用料は一人700円だが、市が全額負担しているため、子どもたちは無料で体験できる。移動は市が所有するマイクロバスを利用するため、交通費もかからない。

選択授業のひとつである「水生生物調査」は、子どもたちに大変人気がある。市内の川で水生昆虫などの生き物を班ごとに採集し、集めた生物をバケツに入れて学校に持ち帰り、理科室で詳しく調べる活動である。

ただし、野外での活動は、安全面の確保や準備が大変で、とくに川に入って行う学習は危険が伴うため、細心の注意を払って実施している。

ラムサール条約登録地「肥前鹿島干潟」で行う野鳥観察の授業は、初心者でも冬カモなどを観察しやすい時期に行っている。実施の際の準備として、1人1台ずつの双眼鏡貸し出し、野鳥観察の前に、事前授業として干潟に来る野鳥の種類について学ぶ授業(1コマ)を行っている。現地での活動として、「ひがたのビンゴ」ゲームを実施している。見つけたものに丸をつけ、たくさんビンゴを揃えることを目指す。ビンゴゲームを取り入れることで、子どもたちが飽きにくく、楽しみながら観察ができる。野鳥観察のビンゴゲームは専門知識があまり必要ないため、環境教育を始めたいと考えている自治体にとって、導入しやすいプログラムである。

このように鹿島市の環境教育プログラムは、まず暖かい時期に干潟体験から始まり、冬の野鳥観察で1年の学びを締めくくる。

プログラムを通じて学ぶことで、自分たちの故郷の素晴らしさに気づき、誇りを持つことができるようになる。このような子どもたちの感想を聞くと、「児童が干潟の価値や環境保護の重要性を理解し、ふるさとを愛し、誇りを持つ」という目標は1年という限られた環境教育の中ではあるが、達成されつつあると考えられる。

市内にある7つの小学校全てで、野鳥観察や干潟の生き物観察など、年間50回にわたる7つのプログラムが実施されており、2016年の開始から8年間で延べ5,000人の子どもたちが参加した。

「この環境教育を通じて、子どもたちは自然や生き物への関心を深め、故郷への誇りを育んできた。成長した彼らが有明海の未来を担い、環境への理解と愛着を持ち続けてくれることを期待している。」、「座学とともに、実際に体験することを特に重視している。何よりも『楽しい!』と感じてもらうことが、この環境教育の成功において重要であると考えている。」と、担当者は述べている。

アンケート調査によると、副読本等の教材を使った授業が行われる際の、ラムサール条約を担当する部局の関わり方についての回答で、最も多いのは「関連する施設、NGO、専門家などを学校に紹介している」で10件だった。次いで、6件の「湿地の現場へ行くための費用やバス、施設利用料などの予算を出している」であった。

ラムサール条約担当部局の職員が授業に関わっているのは、「担当の職員が授業を行っている」4件、「担当の職員が授業をサポートしている」5件と、合計9件あった(表6)。

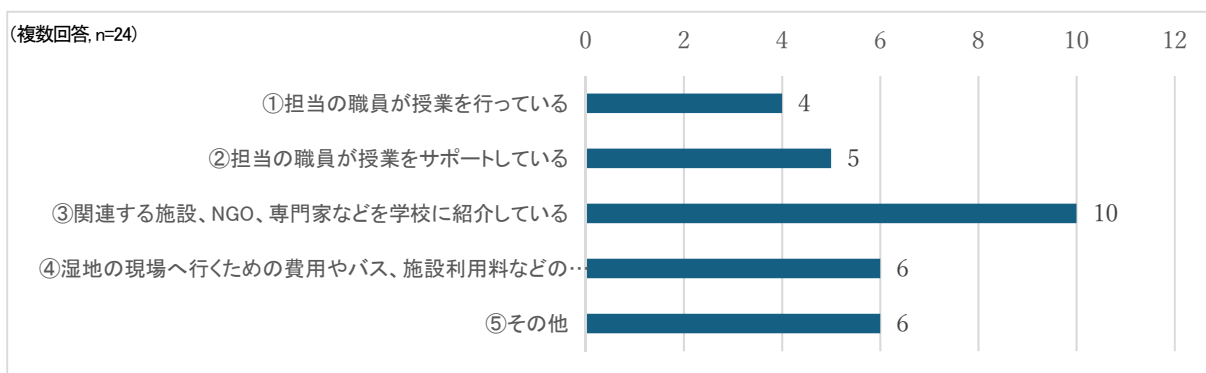


表6 副読本等の教材を使った授業が行われる際の、ラムサール条約を担当する部局の関わり方

③ 副読本への釧路湿原の記載を提案・実行 北海道釧路市

釧路市では、環境部局と教育委員会との連携不足が課題となっていたが、釧路市で開催した令和5年度の第14回学習・交流会が、連携を深める糸口となった。それは、釧路市環境保全課から釧路市教育委員会に、学習・交流会への参加を呼びかけ、参加がきっかけとなり、他の自治体の事例や現状を共有することができた。

また、現行の学習指導要領に沿った形で、環境部局から情報を提供できてない、学校教育の現場が求める支援が不十分ということがわかった。

そこで、釧路市では、副読本の記載内容の充実と、令和6年度釧路教育研究センター郷土読本・地域学習研究グループによる「社会科」授業の構築を行った。

副読本の記載内容の充実は、第14回学習・交流会の際に副読本を改めて見直し、教育委員会に更なるアプローチを行い、令和7年度の改訂原稿作成に向けてページ追加の予算要求を、教育委員会と一緒に

なって行った。訂正箇所については、環境保全課の担当者が副読本に書かれている内容を書き出し、修正案を書き入れ、教育委員会の総括指導主事や指導主事に提案している。

さらに、教育委員会から社会科のモデル授業の作成についての提案があり、令和6年度に取り組んだ。「地域社会への愛着をはぐくむ『ふるさと教育』の充実」というモデル授業で、単元全13時間程度のうち1回を、全釧路地域の小・中学校の教員が参観できる公開授業とし、1学校において実施した。この授業を一から組み立てるために、環境保全課から情報提供を行い、資料等を教育委員会に渡し、多くの時間を費やして、カリキュラム作りを行った。

これまでの湿原学習は、総合学習と理科の観点が非常に強かったが、社会科の「昔から今へとつづくまちづくり」というテーマで、市内の小・中学校の児童・生徒が何を学ぶべきかと考えて、湿原の成り立ち、歴史、どういった人間が関わり守ってきたかという歴史を伝えていくことを目的として、カリキュラムを組んでいる。

現地視察や公開授業に対して、環境保全課も意見を述べている。それは、実際湿原に行ったことがない教員が多く、なかなか詳しいことまでわからないということがあった。そのため、環境保全課として、学習指導案の作成や教員をまず湿原に連れて行くという協力を行った。指導案は、環境保全課と教員が協力して、一から土台を作成した。

アンケート調査によると、学校で使用する湿地に関わる副読本等の作成に、ラムサール条約を担当する部局が協力しているかの回答は、次（表7）の通りであった。

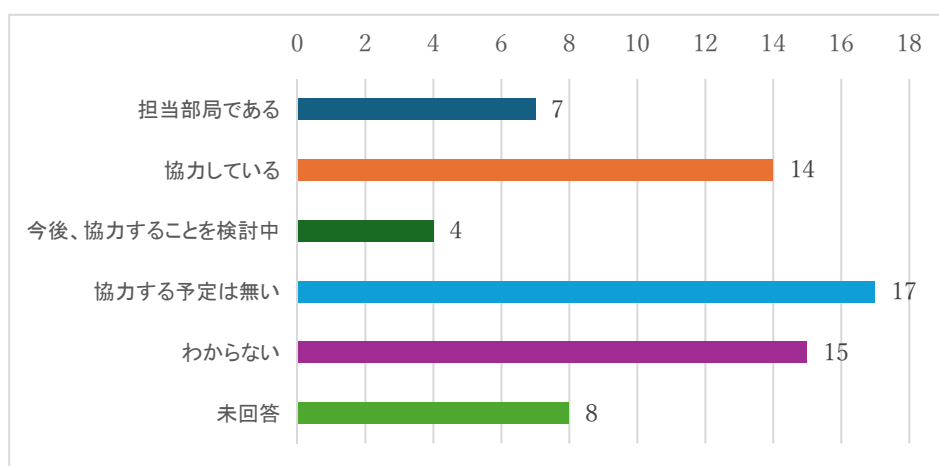


表7 湿地に関わる副読本等の作成に、ラムサール条約を担当する部局が協力しているか

また、協力の内容についての回答は、表8の通りで、「情報を提供している」、「執筆に協力している」との回答が多かった。

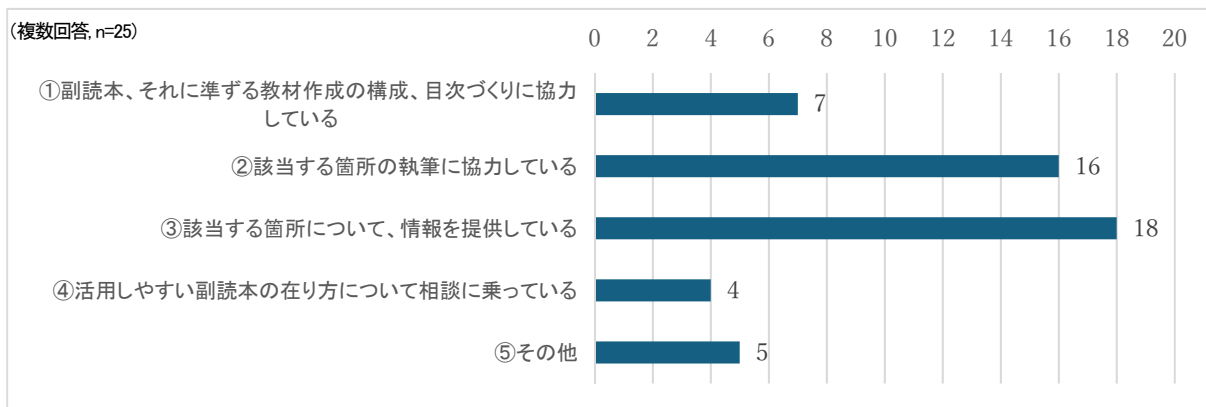


表8 副読本等の作成での協力の内容

さらに、副読本やそれに準ずる教材の名称について回答があったのは、次（表9）の23件であった。

(複数回答、n=23)

市区町村名	副読本やそれに準ずる教材の名称
釧路市	小学校社会科釧路市郷土読本「くしろ」
釧路町	社会科郷土読本
標茶町	厚岸霧多布昆布森国定公園子ども版ガイドブック
浜頓別町	3・4年生社会科副読本 はまとんべつ
苫小牧市	令和6年度(2024年度)版小学生（中学生）環境教育副読本「ゼロカーボンとゼロごみのまち」
習志野市	谷津干潟へようこそ
加賀市	のびゆく加賀市、ふるさとをはぐくむ道德いしかわ
新潟市	私たちでつくる新潟の未来
美唄市	美唄市小学校農業科読本—地域に根ざし、暮らしに学ぶ—
名古屋市	ごみと資源とわたしたち
網走市	小学校社会科副読本 あばしり
日光市	「奥日光の湿原」環境学習ハンドブック
美祿市	ふるさと美祿
鶴岡市	わたしたちの鶴岡市
阿賀野市	私たちの阿賀野市
栃木市	渡良瀬遊水地環境学習ガイドブック
小山市	渡良瀬遊水地環境教育副読本
豊田市	はばたく豊田
豊岡市	豊岡ふるさと学習ガイドブック
廿日市市	わたしたちのくらしと環境
佐賀市	わたしたちの佐賀市（小学校3～4年生向け社会科副読本）
鹿島市	かしまのしぜんわくわくブック、らむさーるだより
出水市	出水市とラムサール条約

表9 副読本やそれに準ずる教材の名称

④ ローカル&グローバル学習 兵庫県豊岡市

豊岡市では2017年度より、「ふるさと豊岡を愛し、夢の実現に向け挑戦する子どもの育成」を実現するという、とよおか教育プランの基本理念に基づいて、ローカル&グローバル学習を実施することになっている。

この中には、カリキュラムが3つある。「ふるさと教育」「英語教育」「コミュニケーション教育」である。そして、「ふるさと教育」の中に「コウノトリの分野での学習」がある。

ふるさと教育の標準カリキュラム（豊岡市教育委員会作成）には、「目指す子どもの姿像」が描かれている。豊岡の「ひと・もの・こと」のつながりと未来を世界基準で考え、ふるさと豊岡を自分の言葉で語れる子ということを目指して実施をされている。

コウノトリの分野については、小学校3年生、5年生で学ばれている。その他の学年では、産業・文化、ジオパークについて学び、中学校3年生で全体的な総括をする流れになっている。

コウノトリの分野については、標準で各年15時間ずつ学習時間を使うことになっていて、14～17時間程度で学習されている。その中で、副読本として『ふるさと学習のハンドブック』が作成された。「コウノトリ」、「ジオパーク」、「産業・文化」という3つは、豊岡市の暮らしの全てに関連し、また相互に関連し合っているからである。まずはコウノトリとジオパークの部分を学び、それから産業・文化、主にかばん産業を中心に学習を進める流れが構成されている。

具体的な授業の展開としては、コウノトリの分野は、調べ学習を中心に行っている。小学校やコウノトリの郷公園、コウノトリ文化館などを使い、ゲストスピーカーの話を「聞いて知る」。そこから「体験」につなげている。小学校3年生では必ず生き物調査を行うが、学校によっては田植えから稲刈りまでを体験するところもある。そして、「理解の結果を反映させたアウトプット」の方法としては、オンラインでの交流もある。一昨年、コウノトリでつながる小山市立下生井小学校とオンラインで、ラムサール条約登録湿地をテーマにして交流をした。

知ること、体験すること、理解することを繰り返しながら理解を深めてもらうことを中心に進めている。その中で、「もっと体験したい」という生徒が出てくる。その場合、地域で、豊岡市が運営をしている「コウノトリ KIDS クラブ」などの関連施設が受け皿になって、生徒たちは、さらに学びを深めている。

⑤ ラムサール条約担当部局と高等学校、大学との連携 宮城県南三陸町、群馬県片品村、千葉県習志野市、兵庫県豊岡市

宮城県南三陸町では、高校のクラブ活動での調査活動に、町の専門職員が協力している。群馬県片品村は、地元地域にある群馬県立尾瀬高校の生徒たちの居住受け入れや実習への協力とともに、村の中学生

と尾瀬高校生徒の合同研修を実施している。

千葉県習志野市の谷津干潟自然観察センターでは、津田沼高校の生物部の生徒たちの協力を得て「アオサの繁茂」問題等を解決すべく、肥料としての活用研究を行った。

南三陸町は首都圏の大学の合宿研修に協力し、震災・津波による被害と漁業を含む復興の学びもサポートしている。谷津干潟自然観察センターは地元の東邦大学の教員・学生たちとの共同調査を行ってきたが、センター利用者たちとの「ユースプロジェクト」によって、ホンビノスガイの活用と干潟の地中への酸素補給を兼ねた「環境保全型潮干狩り」に道をつけた。鶴岡市の「ほとりあ」は日常的に山形大学農学部との協力関係を築いている。

また、豊岡市では、兵庫県立コウノトリの郷公園内にある兵庫県立大学大学院地域資源マネジメント研究科に、2014年以降、職員10名を派遣し、「地球科学（ジオ）」「生態学（エコ）」「人文社会科学（ソシオ）」の3つの分野で研究を行っている。学んだ成果は、ビオトープ水田の管理などの市の業務にも生かされている。また、大学院生がコウノトリ KIDS クラブなどの活動で講師を務めるなど、次世代育成にも貢献している。

2004年から2015年まで、大学生や大学院生を対象に学術研究奨励補助制度を設け、豊岡をフィールドとした研究を支援した。生態学だけでなく、社会学・経済学分野を含む70件以上の研究が行われ、野生復帰に関する研究データが蓄積された。

東京大学大学院とは、2011年から「生物多様性と農業」をテーマに、生物多様性保全と農業の両立や、生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）に関する実習を行っている。フィールド調査やヒアリングだけでなく、生物多様性保全作業も共同して行っている。

2017年からは、国際ボランティア学生協会（IVUSA）の学生が田結（たい）湿地をフィールドとした保全作業を行い、地域団体や市内の学校とも連携した活動を続けており、地域の秋まつりにも参加するなど、湿地保全を超えた交流が広がっている。

兵庫県立芸術文化観光専門職大学との協力関係において、「自然に関するフィールドワーク」「コウノトリ野生復帰に関する講義」「コウノトリの人工巣塔や水田魚道などの見学」「ビオトープ体験」等を行っている。

なお、アンケート結果によると、高等学校における湿地に関わる教育の具体的な取り組み内容について回答があったのは、次の17市町村、24事例だった（表10）。

市区町村名	取り組み名	実施主体	参加者の対象
釧路市	北海道釧路湖陵高校 スーパーサイエンスハイスクール	北海道釧路湖陵高等学校	釧路湖陵高等学校 理数探究科 生徒1年生、2年生
標茶町	授業の一環（湿原の科学）	標茶高等学校	生徒

習志野市	谷津干潟ユース	谷津干潟ワイズユース・パートナーズ（指定管理者）	千葉県立津田沼高等学校理科部生物班
	習志野市（谷津干潟）とブリスベン市（ブーンドル湿地）の湿地交流	習志野市・谷津干潟ワイズユース・パートナーズ	東邦大学附属東邦中学校・高等学校
	東京湾の干潟の湿地教育	谷津干潟ワイズユース・パートナーズ（指定管理者）	東京成徳大学高等学校
美唄市	湿地に関する講義と実習	滝川高校など	高校生
網走市	オホーツク圏の自然環境学習	北海道北見北斗高等学校	当該高等学校の生徒
大崎市	大崎耕土探究学習	宮城県古川黎明中学・高校	宮城県古川黎明中学3年生・高校1年生
	大崎耕土を巡るバスツアーの開催	宮城県南郷高校	高校生
松江市	まつえ学	松江市立皆美が丘女子高等学校	1年生
七飯町	環境学習会	七飯高校	選択授業「理科」を選択した高校3年生
	SSH 学習会	函館中部高校	函館中部高校1年生
小山市	ヤナギ・セイタカアワダチソウ除去作戦	小山市ほか	栃木県立小山北桜高校
敦賀市	敦賀中池見湿地の環境保全活動	福井南高等学校	不明
豊岡市	近畿大学附属豊岡高等学校 鶴部（とりぶ）	近畿大学附属豊岡高等学校	近畿大学附属豊岡高等学校の在学生
	戸牧川の生態調査及び周辺河川の生態調査	大岡学園高等専修学校	
荒尾市	熊本県立荒尾岱志高等学校のクラブ活動	熊本県立荒尾岱志高等学校	
茨城町	キャリアデザイン I 体験講座	茨城県立東高等学校	茨城県立東高等学校在学生
佐賀市	海洋プラスチックごみ問題学習	佐賀県立佐賀商業高校	佐賀商業高校1年生
鹿島市	かしまさいこうプロジェクト	鹿島高校	1～2年生
	太良高校有明海学	太良高校	1年生
南三陸町	松原海岸の生きもの調査	南三陸高校自然科学部	南三陸高校自然科学部
	南三陸の故郷を学ぶ講座	南三陸高校	南三陸高校の新入生
出水市	探求課題を探そう（地域の専門家による出前授業）	市内高等学校	高校生

表 10 高等学校における湿地に関わる教育の具体的な取り組み内容

ラムサール条約担当部局と大学が連携して取り組む湿地の教育活動について、アンケート調査に回答があったのは次の 14 市町村、22 事例だった（表 11）。

市区町村名	取り組み名	実施主体	参加者の対象
釧路市	北海道教育大学釧路校 ESD 推進センター	北海道教育大学釧路校 ESD 推進センター	学校教育関係者、社会教育関係 者、NGO/NPO、地方公共団 体、ユース
	教養科目 選択必修 「地 理・環境」	釧路公立大学	釧路公立大学 学生
浜頓別町	環境キャンプ・酪農学園体 験入学	浜頓別町	浜頓別町ジュニアガイドアカデミ ー
浜中町	浜中学選択授業「地域と自然」	北海道霧多布高等学校	高校生
	アマモウォッチ	北海道霧多布高等学校	高校生
習志野市	谷津干潟ユース	谷津干潟ワイズユース・パ ートナーズ (指定管理者)	色々な大学
	教職課程やゼミ、インター ンでの湿地学習やキャリア 教育	谷津干潟ワイズユース・パ ートナーズ (指定管理者)	江戸川大学、日大生産工学部、東 京理科大、東京農大、上智大学、 聖学院大学など
美唄市	学生の受け入れや講義	大学、大学の研究室、学生 グループなど	大学生
網走市	鳥類実習 (水域の鳥類観察 とガン類の罫入実習)	東京農業大学生物産業学部 北方圏農学科	北方圏農学科の学生
大崎市	居久根と水田の生物多様性 の定量化	大崎市・中央大学	
	大崎耕土をめぐるエコツア ー	武蔵野大学	武蔵野大学1年生
七飯町	大沼研究発表会	大沼ラムサール協議会	湿地をはじめとする環境に興味の ある方
	七飯高校科学同好会による アオコ回収と利活用	七飯高校科学部、大沼ラム サール協議会	七飯高校科学部員
小山市	新潟大学大学院学外実習	関東エコロジカルネットワ ーク推進協議会	新潟大学教授および大学院生
豊岡市	兵庫県立大学地域資源マネ ジメント研究科との連携	豊岡市、兵庫県立大学	
	創造性開発演習	兵庫県立芸術文化観光専門 職大学	
佐賀市	ひがさず FieldScool 干潟 の珪藻観察	佐賀市	主に小学生以上の親子
	東よか干潟ラムサールクラ ブ (漂着ごみの分析)	佐賀市	ラムサールクラブ員
鹿島市	佐賀大学農学部との連携	鹿島市ラムサール条約推進 協議会	一般市民
南三陸町	環境政策論	岩手大学	岩手大学農学部3年生
	地域環境政策	宮城大学	宮城大学 事業構想学群3年生
出水市	地域貢献事業	九州産業大学	幼児～中学生

表 11 ラムサール条約担当部局と大学が連携して取り組む湿地の教育活動の具体的な取り組み内容

⑥ ラムサール条約担当部局による教員の研修 鹿児島県出水市

出水市では、「ツル博物館」「クレインパークいずみ」において、学校教員を対象とする、初年度、3年目の教員研修を行っている。主な活動内容としては、「湿地とツルの学習、学習プログラムや展示の作成」である。

アンケート調査によると、ラムサール条約担当部局が教員研修に「関わっている」と回答があったのは11件（17%）、「今後、関わることを検討中」が2件（3%）で、一番多い回答は「関わる予定は無い」の35件（54%）で半数以上であった。また、関わっている教員研修の具体的な内容については、次の通り11件の回答があった（表12）。

市区町村名	取り組み名	実施主体	主な活動内容	連携先
釧路市	釧路教育研究センター 研修講座	釧路市教育委員会 学校教育課 教育支援課 学校指導係	<ul style="list-style-type: none"> ・学習指導案作成会議への出席 ・湿地学習（現地視察、座学）の機会の提供 ・湿地保全の歴史、国立公園化にかかり尽力した人物の資料の提供 ・対象児童（1～2クラス）に対し単元に沿った湿原視察のプログラムを構築、提供 ・湿地保全のために活動している人々の生の声を知るためのインタビュー動画の撮影、取り組み内容の取材、提供 	釧路市教育委員会
浜中町	浜中町初任者研修	浜中町教育委員会	浜中町の自然について、様々な季節にフィールドを散策して学ぶ。	霧多布湿原センター
加賀市	地域理解講座	加賀市教育委員会	加賀市の教育関係施設をバスで巡回する事業でコースの中に鴨池観察館が含まれている。	加賀市鴨池観察館
新潟市	ESD 教員向け研修会	新潟市環境部環境政策課	ESD 環境教育に詳しい講師を外部から招き、こども達への効果的な授業のやり方の講義や各小学校の環境に関する授業等の情報共有を行い、先生達のスキルアップをするための研修を行っている。	
美唄市	不定期に理科教員研修会の講義等を担当	教員	講義とフィールドワーク	教育委員会など
別海町	初任段階教員等研修	別海町教育委員会	野付半島散策及びクルーズ船に乗船し、別海町の教育資源（自然）を学ぶ	別海町産業振興部商工観光課、(株)別海町観光開発公社
大崎市	大崎耕土学習事例集の配布	大崎地域世界農業遺産推進協議会	各小学校で行った学習の事例をとりまとめ、各校に配布している。	各市町の教育委員会
鶴岡市	鶴岡市教育委員会・鶴岡市小中学校事務	鶴岡市教育委員会	研修会での講演 <ul style="list-style-type: none"> ・ラムサール条約登録湿地（大山上池・下池）の魅力について ・日頃からの省エネの取り組みについて 	

	職員部会 合同研修会			
荒尾市	教育委員会新着任者研修	荒尾市教育委員会	荒尾干潟水鳥・湿地センター見学、海岸散策（有明海についての説明）	
南三陸町	教員研修	教員による研究部会（理科部会や給食部会など）	プランクトン採集と観察や、カキやホタテの解剖を通して、海洋におけるエネルギーと物質の循環を学ぶプログラムづくりを考える。	教員研修
出水市	研修受け入れ	出水市ツル博物館クレインパークいずみ	博物館業務、湿地とツルの学習、学習プログラムや展示の作成	クレインパークいずみ

表 12 ラムサール条約担当部局が関わっている教員研修の具体的な内容

⑦ 湿地教育に関する国際協力 栃木県小山市、釧路国際ウェットランドセンター

栃木県小山市内の渡良瀬遊水地周辺の小学校では、遊水地やコウノトリを題材にした湿地教育を推進しており、遊水地での体験学習や国内のコウノトリ関係自治体の小学校とのオンライン交流学习等を行ってきた。2022年のラムサール COP14 での湿地教育を公教育の中に組み込むことを奨励する決議採択をきっかけに、韓国や中国が提唱した湿地学校ネットワーク設立に呼応して、2024年12月に日韓の湿地教育交流のため仁川広域市教育庁の教員らが小山市を訪問した。2025年5月には小山市から市長、職員、地元小学校の前校長・卒業生等が、仁川広域市で開催された湿地イベントに参加し、生徒たちが精緻なパワーポイントによる発表を行った。なお、12月には中国海南島での設立総会に、小山市長と中学生が報告を行う予定であったが、国際情勢の変化によって中止となった。

北海道釧路市が事務局を務める釧路国際ウェットランドセンターでは、国内での取り組みを踏まえて、JICA 研修に協力し、アフリカや中南米を中心とする発展途上国の自然環境保全関係者等を対象とする、湿地に関する研修を担ってきた。

⑧ 条例による湿地教育の裏付け

千葉県習志野市にある谷津干潟は、周辺が埋め立てられる中、地域の人々や自然保護関係者などによる埋め立て反対運動が1971年から始まり、反対運動の中で1975年に「自然教育園」の構想が出された。1993年にラムサール条約湿地に登録され、1994年に習志野市谷津干潟自然観察センターが建設された。その後、1997年にはラムサール条約湿地に登録された日を「谷津干潟の日」とした。

そして、1999年には「谷津干潟の日」を規定している習志野市環境基本条例が制定された。

第7条 2 谷津干潟を貴重な自然財産と認識し、市民と行政が共に協力して都市と自然との共生を目指した保全を図るため、6月10日を谷津干潟の日とする。

3 市は、環境月間及び谷津干潟の日の制定趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。

「谷津干潟の日」及び環境基本条例が、谷津干潟自然観察センターにおける教育活動の法的な裏付けになっている。

また、谷津干潟自然観察センターは、他のラムサール条約湿地の関連施設に比べて、経験豊富な職員が多く在籍している。法制度体制に加え、この基盤があって「ジュニアレンジャー」「ユースプログラム」など様々な湿地教育が展開されている。

なお、アンケート調査で湿地に関わる教育の実施にあたって、市区町村の制度や計画などの裏付けがあるかどうかの問いに、54の市区町村から回答があった。裏付けの内容については、「ない」が21件で最も多く、「その他」を除き、次いで「市区町村の総合計画」15件、「環境基本条例などの条例」13件であった(表13)。

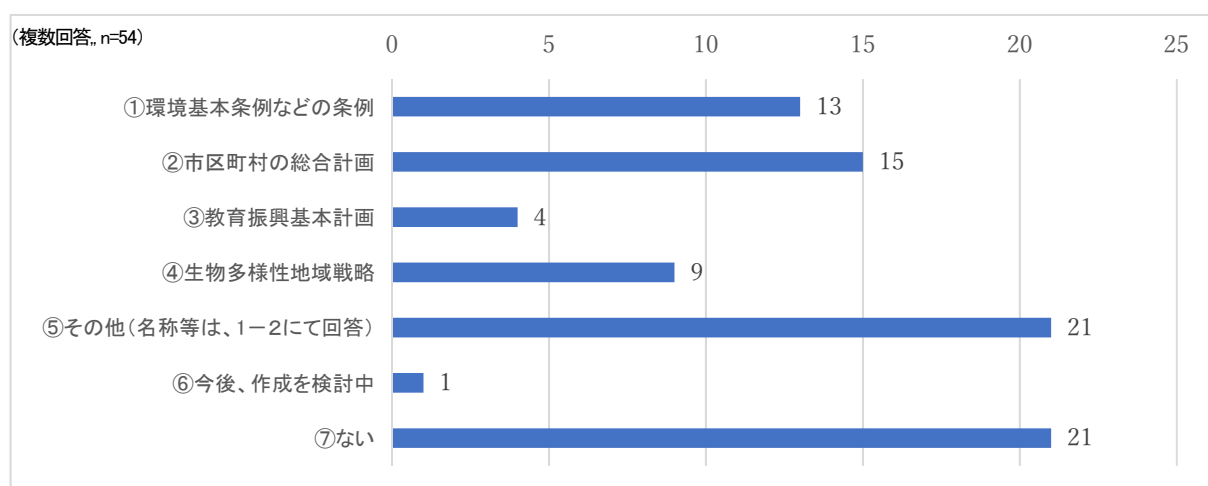


表13 湿地に関わる教育の実施にあたって、市区町村の制度や計画などの裏付けの内容

さらに、裏付けとなる市区町村の制度や計画などの名称について回答があったのは、次の32市区町村で、52事例だった(表14)。

市区町村名	名称等	制定年	計画期間
釧路市	釧路市環境基本条例 第16条(環境教育及び学習の推進)	平成17年10月11日	
	第2次釧路市環境基本計画【改定版】	令和6年3月改定	令和3年度から令和12年度までの10年間
	釧路市教育推進基本計画	令和5年	令和5年から令和9年の5年間
登米市	登米市環境基本条例	平成19年4月1日	
	第二次登米市環境基本計画	平成28年3月	平成28年度から令和7年度まで

	とめ生きもの多様性プラン	平成 27 年 3 月	平成 26 年度から令和 32 年度 まで
浜頓別町	第 6 次浜頓別町まちづくり実施計画	令和元年度	令和 10 年度
習志野市	習志野市環境基本計画	平成 19 年度	令和 3 年度～令和 7 年度
	習志野市後期基本計画	平成 26 年度	令和 2 年度～令和 7 年度
	習志野市子ども・子育て支援事業計画	平成 27 年度	令和 2 年度～令和 7 年度
高島市	第 2 次高島市環境基本計画	平成 29 年	平成 29 年
長浜市	第 2 次長浜市環境基本計画	平成 31 年	10 年
那覇市	那覇市環境基本条例	平成 16 年 3 月 29 日	
美唄市	宮島沼保全活用計画		
名古屋市	名古屋市長官舎総合計画 2028	令和 6 年度	令和 6 年度～令和 10 年度
	生物多様性なごや戦略実行計画 2030	平成 15 年度	平成 15 年度～令和 12 年度
網走市	濤沸湖環境保全活用ビジョン	令和 6 年	令和 7～16 年
大崎市	大崎市教育の振興に関する大綱	平成 29 年 10 月 (令和 5 年 3 月改訂)	5 年間
	大崎市ラムサール条約湿地保全活用計画	令和 5 年 5 月	10 年間
魚沼市	第二次魚沼市環境基本計画	平成 28 年	平成 28 年から令和 7 年まで (10 年間)
松江市	松江市環境基本計画	令和 3 年 3 月	令和 3 年度～令和 7 年度
	松江市教育大綱	令和 4 年 3 月	令和 4 年度～令和 11 年度
九重町	生物多様性ここのえ戦略	平成 29 年	100 年
薩摩川内市	蘭牟田池環境保全基本計画	令和 6 年	令和 7 年度～令和 17 年度
	蘭牟田池環境保全グリーンインフラアクションプラン (行動計画)	令和 7 年	令和 7 年度～令和 11 年度
屋久島町	屋久島町エコツーリズム推進全体構想	令和 5 年 5 月	10 年間
鶴岡市	庄内自然博物館構想	平成 21 年	
七飯町	大沼環境保全計画	平成 9 年	10 年
栃木市	渡良瀬遊水地ハートランドプラン	平成 27 年	平成 27 年～令和 6 年
小山市	生物多様性おやま戦略	令和 6 年 2 月	約 30 年
	おやまわたらせワイズユースビジョン	令和 7 年 3 月	10 年
加須市	第 2 次生物多様性かぞ戦略	令和 3 年 3 月	令和 3 年～令和 7 年度
敦賀市	敦賀市中池見湿地保全活用計画	平成 28 年 3 月	中長期計画
豊田市	第 8 次豊田市総合計画	平成 29 年	平成 29 年度～令和 6 年度

	豊田市環境基本計画	平成 30 年	平成 30 年度～令和 7 年度
	豊田市の生物多様性に関わる行動 目標～生物多様性とよた戦略～	平成 26 年	平成 26 年～令和 32 年
豊岡市	豊岡市いのちへの共感に満ちたま ちづくり条例	平成 24 年	
	豊岡市基本構想	平成 29 年	平成 30 年度～令和 11 年度 (12 年間)
	豊岡市生物多様性地域戦略	平成 25 年	平成 25 年度～令和 9 年度 (15 年間)
	豊岡市環境基本計画	平成 19 年	平成 19 年度～平成 28 年度 (第 1 次) 平成 29 年度～令和 8 年度 (第 2 次)
廿日市市	第 2 次廿日市市環境基本計画	令和 2 年	令和 2 年～令和 11 年
荒尾市	荒尾干潟ワイズユース基本計画	平成 26 年	
宮古島市	与那覇湾及び周辺利活用基本計画	平成 26 年 3 月	特になし
中之条町	中之条町総合計画 第 6 次構想	平成 28 年	平成 28 年～令和 7 年
佐賀市	東よか干潟環境保全及びワイズユ ース計画	平成 30 年 3 月	令和 7 年 3 月まで
鹿島市	鹿島市環境基本条例	平成 20 年	
	第七次鹿島市総合計画	令和 3 年度	5 年間
	第 2 期鹿島市子ども教育大綱	令和 3 年度	5 年間
	第 4 次鹿島市環境基本計画	令和 6 年	5 年間
南三陸町	南三陸町第 3 次総合計画	令和 6 年	10 年
	志津川湾保全活用計画	令和 4 年	10 年
出水市	出水市ラムサール条約湿地保全・ 利活用計画	令和 4 年	4 年

表 14 裏付けとなる市区町村の制度や計画などの名称

3) 公教育学校等での湿地教育活動 ～フォーマル・エデュケーション

次のような事例が注目された。

- ① 夏休みの自由研究にもなる「いのち学」 鶴岡市
- ② 学校への出前授業 鹿島市等多数
- ③ 副読本への釧路湿原の記載を提案・実行 釧路市等
- ④ ローカル&グローバル学習 豊岡市
- ⑤ ラムサール条約担当部局と高校、大学との連携 南三陸町、片品村、豊岡市等
- ⑥ ラムサール条約担当部局による教員の研修 出水市
- ⑦ 湿地教育に関する国際協力 小山市等
- ⑧ 条例による湿地教育、湿地フェスティバルの裏付け 習志野市

6. 提言

以上を踏まえると、次のようなことが今後重要になると考えられる。

1) 「水と多様な生命と人々の暮らしに関わる自治体の総合政策（計画）」策定

あらゆる生命は水のある所で生まれ、生きていく。そして、水のある場所としての wetlands 「湿地」は、植物や動物のいのちを生み、育む場である。人間も地球上の生命体の一種として、水がある母の胎内で命となり、産湯を使い、水を飲み、水で育った植物や動物を食べ、水を使った工業製品を生み出してそれらを活用して生活をしてきた。そして自らの排せつ物や産業が生み出す排水を適切に処理、肥料などとして活用し、水は浄化して、自然に返してきた。しかし水はときどき暴れ、洪水や日照りを引き起こす。そこで、安全で豊かな生活のために、治水にも人々は取り組んできた。

いうまでもなく、地方自治体の使命は、「住民の健康の増進」のために効率的かつ総合的な行政を行うことである。そのために、各自治体はその総合政策を策定し実施してきた。とくに近年は過疎過密、気候変動が大きく、近代化を追い求めてきた 19～20 世紀型の開発計画では対応できず、「地方創生」が探求されてきている。

そのような中で、生命や暮らし、産業や文化の根源に遡って、いのちの源である水、湿地を基盤とする地域総合政策の策定は、意義深いものといえよう。

ラムサール条約が定義する「湿地」は、「海洋沿岸域湿地」「内陸湿地」「人工湿地」から成り、そこには、人間の暮らしに関わる、ありとあらゆる水のある場所が含まれている。藻場、沿岸浅海域、砂浜、磯浜、湧水、河川、湖池、湿原、地下水系、温泉、潟湖、井戸、水田、ため池、貯水池、遊水地、浄水場、廃水処理区域、上下水道システムなども「湿地」である。ここには、住民の福祉の向上のために地方自治体関わっている水のある場所のほとんどが含まれている。また、これらの場所は、美しい景観をもつ憩いの場所や子どもたちの身近な遊び場であり、特色のある住居や家並み、食文化、音楽や詩歌、絵画や映像、科学・学問などを生み出す場でもあり続けている。そしてそのような、豊かな美しさのある場には、国内外から「観光」客も多く訪れている。

したがって、19～20 世紀型の地方自治体総合政策（計画）の更新に当たっては、「水といのちと人々の営み」に焦点を当てた、21 世紀型の総合政策（計画）が検討されてよいだろう。それは、必ず世界の中で光を放つ自治体総合政策（計画）として評価されると考えられる。

今後に向けた提言

- ① 「水といのちと人々の営み」についての自治体の総合政策（計画）を策定し、そこに、「湿地教育」を組み込む
- ② 地域における「湿地教育」の総合的取り組みをすすめること
 - a) 「湿地教育」に関する、地域の自主的取り組みの情報を広く知らせること
 - b) 自治体の各担当部局が「湿地教育」についての取り組みを進め、交流し合うこと
 - c) 地域の湿地教育の拠点としての施設設置と職員配置の重要性
 - d) 学校での「湿地教育」の取り組みを、先に掲げた分野に即して多面的に奨励する

また、個々の自治体における総合政策（計画）の名称は、それぞれの自治体が個性を生かして設定することが望ましい。

2) 「水といのちと人々の営み」総合政策（計画）に「湿地教育」を組み込む

この総合計画（計画）は、生活のあらゆる分野に関わるもの、そこには「水といのちと人々の暮らし」に関する、アート（芸術・祭り）、科学（学問）、健康な心身育成とレクリエーション・スポーツ、衣食住、街並み・景観、産業・経済との関連が描かれることになる。そして、その策定にあたって、従来から各自治体にある伝統を踏まえつつ、新たな要素を付け加えていくことが重要である。その過程と実行は、一種の「探究」的行為として行われるが、その探究は自治体職員だけによって行われるものではない。それは自治体職員と、地域で暮らす人々、住民と共に行われていく。

このことは、とりもなおさず、「水といのちと人々の暮らし」を大切にしたい地域・自治体づくりに関する、「教育」活動、ラムサール条約が言う「対話、力量形成、教育、参加、気づき」である。ただ、このことは曖昧になり易いので、計画の中に、その策定、実施、見直し過程に位置づけておく必要がある。

3) 地域における「湿地教育」の総合的取り組み

- ① 「湿地教育」に関する、地域の自主的取り組みの情報を広く知らせること

そこには、大人たちを対象とする取り組みもあるが、子どもたちを対象とする川遊び、水遊び、水場清掃などの取り組み、そして、大人と子どもが一緒になって楽しみ働く取り組みも多い。

そこで、地方自治体として、この取り組みを行っている個人や団体などに、その活動を奨励することが大切である。奨励方法としては、自治体の広報担当部局が、住民や地元企業などでの取り組みの情報を広く知らせることなどが考えられる。

② 自治体の各担当部局が「湿地教育」についての取り組みを進め、交流し合うこと

また、自治体のラムサール条約登録湿地、農林業、河川、教育委員会生涯学習などの担当部局を主体として、住民の困りごと相談、体験交流、講座・セミナー、現地見学、政策づくりワークショップの開催なども有効である。

③ 学校での「湿地教育」の取り組みを奨励する

小中学校、高校などの公教育学校での湿地教育の取り組みを進めるには、自治体の各セクションと教育委員会との連携が重要である。この連携を進めるには、市区町村長のイニシアチブが重要になる。

また、一般に、都道府県採用の学校教員は3～5年程度の期間で都道府県内を移動する。したがって、多くの場合、各地方自治体における「水といのちと人々の営み」について、現役の教員が必ずしも詳しいとは言えないのが実情である。そこで、次のようなことが大事になってくる。

- a) 「水といのちと人々の営み」に関連する学習指導要領の項目について、地元に合わせて教材の用意
- b) 多くの自治体が作成している郷土を学ぶ副読本の活用と更新
- c) ラムサール担当やその他の部局の職員、漁協、農協、生産農家、地元企業、観光協会などの人々による出前授業
- d) 地元の高校、大学との連携
- e) 生徒間、学校間での、国内的、国際的な交流事業
- f) 学校教育法が明記する、各学校で育てるべき能力への十分な考慮

④ 「水といのちと人々の暮らしフェスティバル（祭り）」開催と「水の遊びと暮らし、学び分科会（交流会）」の設定

「谷津干潟の日」「佐潟まつり」など。湿地と関わる「〇〇の日」「〇〇フェスティバル（祭り）」などが各地で行われている。「湿地教育」に関する取り組みの集約点として、「水といのちと人々の暮らしフェスティバル（祭り）」などを開催することが望ましい。そこで、地域・自治体についての、食文化を含めた多面的なイベントを行う。そこに「水の遊びと暮らし、学び分科会（交流会）」を設定し、学校も含

めた「湿地教育」について情報交換、プロジェクト発表・評価等を行う。学校分野、地域分野、職域分野、場合によって家庭分野毎の「湿地教育賞」などの賞を出しても良いだろう。

⑤ 条例による裏付け

以上の取り組みが安定するためには条例による裏付けが重要である。習志野市で、「環境基本条例」が谷津干潟の日と谷津干潟観察センターの安定的な運営を保証しているように、湿地教育を組み込んだ総合計画を条例によって裏付けることが望ましい。

⑥ 予算と人員の問題

アンケートへの回答で、「色々やりたいことがあるが人員と予算が足りない」という悩みが多く寄せられた。地方財政が厳しい折に、ラムサール関係部局だけに予算や人員の重点配分を行うことは困難だと考えられる。そこで、大崎市「世界農業遺産未来戦略室」や豊岡市「コウノトリ共生部」のように自治体の戦略的プロジェクトを包括的に担当する部局を作っているところもある。これらを参考に、自治体としての基本計画全体の連絡調整機能を併せ持つ部局を設定することも、1つの選択肢と考えられる。

⑦ 調査研究の継続と成果物の共有

以上述べた事からについて、引き続き調査研究をしていくことが重要だと考えられる。

この、市区村長研修会を含む「学習・交流会」は2010年1月に始まり、コロナによる休みを挟んで、今回第16回を数える。下記（表15）がそのテーマであるが、キーワードは次の4つに集約される。①「地域活性化」「地域づくり」「自治体づくり」など場に関わる目的について、②「ワイズユース」「耕す」「楽しむ」「サステイナブル・ツーリズム」「人と自然の元気回復」など、湿地の活用とその方法について、③「人づくり」「人材育成」「教育」など人に関わることについて、④「市町村間の連携」「パートナーシップ」「協働取り組み」など、協力の在り方について。

回	年度	月日	学習・交流会のテーマ	開催地
第1回	2009年度	(2010年) 1月16日～ 17日	湿地を耕し、湿地を楽しむ	石川県加賀市
第2回	2010年度	8月5日	湿地のワイズユースと地域の活性化	滋賀県高島市
第3回	2011年度	10月17日 ～19日	湿地のツーリズムで人と自然と地域の元気回復をめざす	沖縄県那覇市
第4回	2012年度	10月25日 ～26日	市町村から“サステイナブル・ツーリズム”を考える	千葉県習志野市

第5回	2013年度	10月31日	ラムサール条約湿地における市町村と国・道県・NGO等とのパートナーシップ～市町村会議の25年を振り返り、今後を展望する～	沖縄県那覇市
第6回	2014年度	10月24日	ラムサール条約湿地における協働取組とそれを通じた人づくり～湿地を活用した持続可能な地域づくりを目指して～	愛知県名古屋市
第7回	2015年度	7月10日	Wetlands for our future : 湿地を大切にしよう 私たちの未来のために～ラムサール条約登録湿地を活用した地域づくり・人づくりとESD～	福井県若狭町
第8回	2016年度	7月8日	持続可能なくらしを目指した協働と人材育成	愛知県名古屋市
第9回	2017年度	10月13日	持続可能な地域づくりとラムサール条約湿地の保全・活用～湿地の多様な役割と国連SDGsに注目して	宮城県大崎市
第10回	2018年度	11月1～2日	市町村間の連携による湿地を活かした地域づくり	山形県鶴岡市
第11回	2019年度	11月19～20日	湿地を生かした地域づくりとそのしかけ	宮城県大崎市
第12回	2021年度	(2022年) 2月16日	コロナ禍のラムサール条約湿地での活動について	オンライン
第13回	2022年度	10月21日	ラムサール条約登録湿地と自治体づくりの新段階～Wetland City (ラムサール条約湿地自治体認証制度)を検討する～	栃木県栃木市
第14回	2023年度	11月1日	地域を支える湿地教育	北海道釧路市
第15回	2024年度	11月8日	地域を支える湿地教育2	鹿児島県出水市
第16回	2025年度	11月6日	地域を支える湿地教育3	北海道釧路市

表 15 市町村会議の学習・交流会、開催年、テーマ、開催自治体の一覧

一見すると同じようなテーマが繰り返されているようだが、この17年間に確実に内容が充実してきている。それは、この市区町村長研修会を含む学習・交流会で、次のことが行われてきたからだと考えられる。すなわち、a) テーマに関する基調提案があり、b) 各地の事例が交流され、c) まとめと記録が作られた。これにより、d) 各地で実践事例の広がりや深まりをみせたこと、e) 理論的な整理も前進したこと、f) このdとeがクロスして、自治体の担当者が変わっても持続的な発展が担保されてきた。

ラムサール条約登録湿地に関わる自治体のネットワークが1989年以来36年の歴史をもち、学習・交流会も17年の歴史を持つ、世界に類例のない組織として、市町村会議は世界に誇れるものである。

市町村会議は、日本湿地学会の団体会員として、同学会と協力しながら歩んできた。そこで、今回の「地域を支える湿地教育」というテーマを含めて、先の4つのキーワードに沿って、各地の実践と歴史を整理していくことで、さらに大きな歩みを進めることができるだろう。同学会には「湿地の文化、地域・自治体づくり、CEPA・教育部会」があるので、この部会での共同研究や『湿地研究』等の刊行物の活用も有効であろう。

- ③「水といのちと人々の暮らしフェスティバル（祭り）」開催と「水の遊びと暮らし、学び分科会」の設定
- ④条例制定による裏付けと「〇〇湿地の日」制定（例：習志野市環境基本条例と谷津干潟の日）
- ⑤予算と人員の問題に関して、湿地を軸とした自治体づくりのセクションを作る（例「コウノトリ共生部」「世界農業遺産推進室」等）
- ⑥調査研究の継続と成果物の共有
- ⑦実践・研究の交流機会としての市町村会議、日本湿地学会の活用

以上を図示すると次のようになる（図5）。

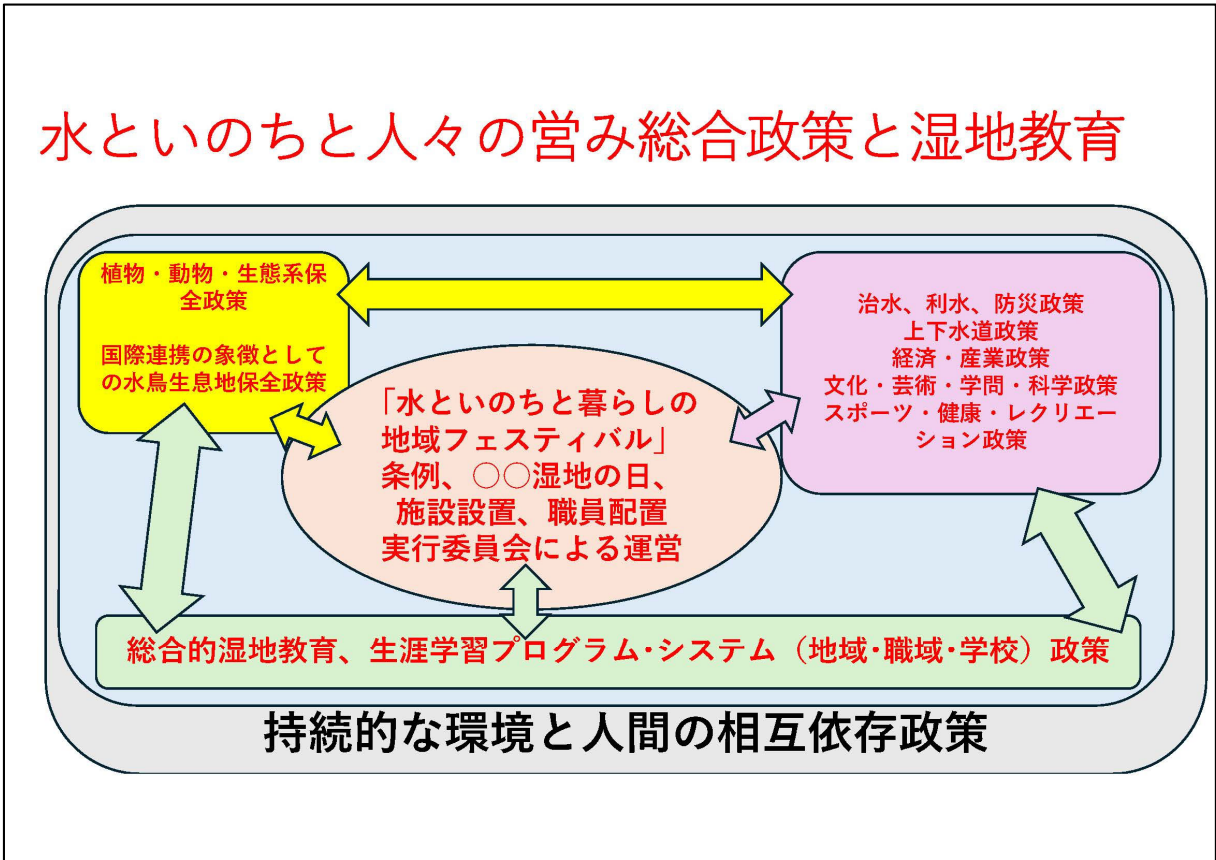


図5 水といのちと人々の営み総合政策と湿地教育

おわりに

ラムサール条約登録湿地関係市町村会議は、世界に類例を見ないものといわれ、条約事務局や近隣諸国からも高く評価されている自治体ネットワークであり、今後に向けて世界的モデルになりうるものである。このことに大きな誇りを持ってよいであろう。

市町村会議には現在 74 自治体が加盟して発展している。そのコアを成しているものは、市町村における日常の活動の集約点としての「学習交流会」「市区町村長研修会」である。ここで、前提の方向性を示す基調提案と、各自治体での日常活動の報告と意見交換が行われ、自分たちの取り組みに対する自信を深め、それぞれの地元に戻ってからの活動の「次の一手」のヒントを得て、各自治体での取り組みが発展する。そのような好循環が成り立ってきたからである。

また、「湿地都市認証自治体」が増えることによって、湿地を軸に、流水域・集水域で地域をとらえ、地域における水（湿地）と水循環調整（防災・現際、産業）と、植物、動物の生息地の維持、人間の暮らしにとっての経済・文化・科学・レクリエーション上の大きな価値、国際協力としての水鳥の役割を含む自治体づくりとその連携の機が熟しつつある。これが今後も展開することで、登録湿地という点から、湿地都市という面へ、さらには湿地国日本へと展開し、日本国を挙げて湿地を大切に活用しながら水のある場所としての湿地、植物、動物、人の暮らしが調和した地域になっていく。それは近隣のアジア太平洋諸国との連携も促進し、地球全体が湿地国家・地域になっていくことにつながるだろう。

おわりに

1) 世界に誇るべきラムサール自治体ネットワーク、世界的モデルになりうるもの⇒市町村会議

2) 市町村会議は、市町村における日常の活動⇒集約点としての「学習交流会」「市区町村長研修会」⇒各自治体での日常活動を支えるという好循環

3) 「湿地都市認証自治体」の増加⇒湿地を軸に、流域、集水域で地域をとらえ、地域における水（湿地）と水循環調整（防災・減災、産業）と、植物、動物の生育・生息地の維持、人間の暮らしにとっての経済・文化・科学・レクリエーション上の大きな価値、国際協力としての水鳥の役割を含む自治体づくりとその連携の機が熟しつつある。

4) 市区村長研修会をふくむ「学習・交流会」のキーワードは集約されつつある。2010年1月第1回。今回第16回。

それぞれの会のキーワードは次の4つに集約

- ① 「地域活性化」「地域づくり」「自治体づくり」など場に関わる目的
- ② 「ワイズユース」「耕す」「楽しむ」「サステイナブル・ツーリズム」「人と自然の元気回復」など、湿地の活用とその方法
- ③ 「人づくり」「人材育成」「湿地教育」など人に関わること
- ④ 「市町村間の連携」「パートナーシップ」「協働取り組み」など、協力の在り方

5) 日本湿地学会の団体会員として、部会や、他の団体会員との共同研究の可能性

同学会には「湿地の文化、地域・自治体づくり、CEPA・教育部会」等との共同研究、『湿地研究』等の刊行物の活用も有効。

～資料編～

1. 決議 XIV.11 「Wetland education in the formal education sector (学校を中心とする公教育部
門における湿地教育)」 日本語・英語



ラムサール条約第 14 回締約国会議

“人と自然のための湿地行動”

2022 年 11 月 5 日から 11 月 13 日

武漢 (中国) 及びジュネーブ (スイス)

決議 XIV.11

公教育部門における湿地教育

1. ラムサール条約は、その取り組みの中で 教育が果たす役割をながらく認識・推進して
きたことを**確認**し、そして、現在進行中の業務の一環として、公教育を含む「コミュニ
ケーション・能力構築・教育・参加・啓発 (以下「CEPA」という。)」関連業務の計
画策定・実施・見直しを支える CEPA 監督委員会の役割をも**確認**し、
2. 普及啓発を広めるための教育やコミュニケーションの役割は、カナダのレジャイナで行
われた「第 3 回締約国会議 (以下「COP3」という)」で取り上げられ、COP4 (モントル
ー・スイス)、COP5 (釧路・日本)、COP6 (ブリスベン・オーストラリア) と段階的
な発展を遂げ、教育の役割をより正式に認識するようになり、またラムサール条約専用
となる教育プログラムを志向してきたことを**想起**し、
3. COP で承認された最初の CEPA 決議は 1999 年の決議 VII.9 「アウトリーチ (普及啓発) プ
ログラム」であり、これは、一般の人々、学校、先住民共同体、民間部門をそれぞれ別
のグループと特定し、それぞれに則した働きかけが必要であるとしたことを**確認**し、
4. 一連の CEPA のプログラムにおける公教育部門に特化した手引きは最小限にとどまっ
ており、また、学校や公教育は決議 VII.9 とそれに関連する勧告では明確に取り上げられ
ているが、その後の CEPA プログラム(決議 VIII.31 と X.08 により承認されたもの)では、
「教育部門」は利害当事者としてしか言及されていないことを**憂慮**し、現行の CEPA プ
ログラム (決議 XII.9 により承認されたもの)において、その目標 8 は「公教育部門で利
用するために」湿地教育教材の開発と配布を奨励する、とするが、追加の手引きが何も
提供されていないことにも**また留意**し、
5. 環境教育は、1960 年代後半以来、人々と環境との関係性の理解と同時に、環境を理解
する力 (リテラシー) に焦点をあてた学際的な領域として発展してきており、そしてそ
れはまた、環境の持続可能性に関する対話の中で、多様性、公平性、そして包括性につ
いて考えること、さまざまなタイプ (例えば先住民の、地域的な、科学的な、など) の
知識を認めること、また、持続可能な開発のための教育(ESD)や生物多様性教育のよう
な特定の領域も含むことへと広がってきたことに**留意**し、

6. ユネスコが持続可能な開発目標(SDGs)の実施を支援するために「持続可能な開発目標のための教育」を2017年に発刊したこと、並びに国連総会がA/C.2/74/L48「『持続可能な開発のための2030年アジェンダ』の枠組みにおける持続可能な開発のための教育」を決議したことを**確認し**、
7. ユネスコが現在、新しい世界枠組み「持続可能な開発のための教育：SDGsの達成に向けて」実施のために加盟国とその他の利害関係者のための手引きを提供することを目指す新たな「ESD for 2030 ロードマップ」に向け、加盟国とその他の利害関係者からの意見を募っていることを**同じく確認し**、
8. 湿地教育の中心としての機能を持ち、湿地と学校の両方で公教育部門に価値の高いサービスを提供し、湿地センターと湿地公園の地球規模の拡大を支えている締約国並びに「ウェットランド・リンク・インターナショナル(以後「WLI」という。)」に対する**感謝の意を表し**、
9. 多くの締約国が湿地教育を含むCEPAの行動計画やプログラムを有しているが、湿地の公教育をどのように効果的に推進するかについては更に検討する余地があることを**認識し**、
10. 公教育に対する責任は国によって一様ではなく、どのように学校教育を提供するか、どのようにカリキュラムを導入し、或いは義務化するかについては、締約国によって違いがありうるということを**認識し**、
11. 公教育における湿地教育は、湿地に関する非正規教育（ノンフォーマル教育）及び非公式教育（インフォーマル教育）を補完し、また、逆にそれらによって補完されて、普及啓発を更に促進することを**重ねて認識し**、
12. 公教育における環境を重視した教育は、児童生徒等に環境・保全の意識、享受、理解力、能力、動機づけ及び責任という基盤を与え、そして、児童生徒等、ユース（youth）及び教育者たちに対して、生態系全般について理解を深め、尊重し、守り手となるような価値観に変容させる手段を提供していることを**確認し**、
13. 防災・減災に限らず湿地の重要性について理解しやすくする点でも、またそれによって湿地の保護が促進されるという点でも、生態系サービスに焦点を当てた湿地教育が極めて重要であることを**更に認識し**、
14. 特に湿地での体験を通じて、教室と自然の中の両方で環境について学ぶことは、職業教育を含む生涯にわたっての学びに資することを**重ねて確認し**、

15. 人格形成期の若い世代に影響を与える機会と認識した上で、CEPA プログラムの重要な要素である公教育部門における湿地教育のための追加手引きがあれば、この要素に注目を集め得ることを**意識し**、そして、
16. 教育は、CEPA プログラムのその他の要素と同様に重要であること、そして要素同士の相乗作用によってラムサール条約がより効果的に実施できるようになることを**確認して**、

締約国会議は

17. 締約国に対して、湿地とその価値の理解を更に深めるためには、公教育とその他の部門で、湿地教育の題材を積極的に取り込むことが有益と認識するよう**強く要請する**。
18. 締約国に対して、公教育の枠組みの中に湿地教育をよりいっそう組み込むために、また学校や教育機関での湿地教育の機会を増やすために、以下のような戦略を模索し支援していくことを**奨励する**。
 - i. 自国の公教育を担当する機関を特定し、適切な場合は、CEPA の国内行動計画またはその他の国家計画策定ツールに従って活動を企画調整すること。
 - ii. 湿地の題材やプログラムを既存のカリキュラムに組みこむための機会を模索するために、国内ラムサール委員会や国内湿地委員会、またはその他の同様の機関の構成員に、教育に責任を持つ政府機関を招くこと。
 - iii. 学校としても教師としても広く利用できて参加しやすい学校カリキュラムに湿地教育の題材を取り入れるようにする施策を国または地方政府レベルで採択すること。
 - iv. 学校での湿地学習の開発や実施を充実させるため、湿地センターや湿地公園との連携を築くこと。
 - v. モデル校方式や、学校連携方式、そして学校間ネットワーク方式を採用すること。
 - vi. 必要に応じて、用途指定の助成金制度や多様な実践活動を支えるため、民間部門と提携すること。
 - vii. ラムサール条約の湿地自治体認証制度のような既存のプログラムや取り組みの中から協力関係を特定し、またその協力関係を通して資源動員をすること。
 - viii. 国の CEPA フォーカルポイント（担当窓口）を通して、利害関係者間の湿地教育に関する意見交流を充実させること。
 - ix. 「世界湿地の日」を祝う行事に学校も参加することを奨励すること。

19. 締約国に対して、より効果的に学校のカリキュラムに湿地を含める上で、教師の重要な役割を認識すること、そして学校の教師、指導者、湿地センターの自然解説員など、湿地科学を教える人々の能力構築を支援することを**重ねて奨励する**。
20. 締約国に対して、公教育カリキュラムだけでなく、非正規教育また非公式教育への湿地の題材の導入に役立つであろう教育に携わる他の協力者や部門、例えばカリキュラム開発当局、大学および現役指導者、先住民族および地域社会、博物館、公民館、国内および国際的な教師の会などを考慮に入れるよう**求める**。
21. 締約国に対して、湿地を中心に活動する組織、及び先住民族と地域社会が提供する湿地に焦点を当てた伝統知を含む市民科学の取り組みを支援する機会を探求するよう**奨励する**。
22. 締約国に対して、国連開発計画（UNDP）の“Learning for Nature”や国連環境計画（UNEP）の“Earth School”など国際組織や地域組織が提供する既存のオンライン教育プラットフォームや、学校向け及びオンライン向けに再構成された良質な教材を用いた既存の教育プログラムのモデルを利用することを**更に奨励する**。
23. ラムサール条約の「国際団体パートナー (IOP)」に対して、そのプログラムを検討し、再構成して学校その他の教育の場で活用できる内容を特定するよう**促す**。
24. 締約国に対して、「ラムサール条約地域イニシアチブ」特にラムサール地域センター及び WLI（湿地センターの世界的ネットワーク）のような関連する他のプログラムやネットワークと協力しながら、ラムサールのウェブサイトを通して、またはその他の広報媒体を通して、学校教育部門のための湿地教育の優れた教材・プログラム、またはカリキュラムの事例を共有することを**求める**。
25. 締約国に対して、学校や学習機関における湿地教育の進捗状況の報告のために、適切ならば、ラムサール条約「国別報告書」を利用することを**奨励する**。
26. 事務局に対して、そのために組織された CEPA 専門家による作業小部会と協力して、湿地教育プログラムの開発と実施の進捗状況を国別報告書に基づいて分析すること、また公教育における湿地教育の主流化という目標に向けた進捗状況を、締約国会議の際に締約国に報告することを**指示する**。そして、
27. 事務局に対して、「国連教育・科学・文化機関（UNESCO）」と協調し、公教育に湿地教育を組み込むというラムサール条約の目標と「ユネスコ ESD for 2030 ロードマップ」との相乗効果を生み出すための作業をするよう**要請する**。



COP14  **2022**

14th Meeting of the Conference of the Contracting Parties to the Ramsar Convention on Wetlands

“Wetlands Action for People and Nature”
Wuhan, China, and Geneva, Switzerland 5-13 November 2022

Resolution XIV.11

Wetland education in the formal education sector

1. ACKNOWLEDGING that the Convention on Wetlands has long recognized and promoted a role for education in its work; and ACKNOWLEDGING also the role of the communication, capacity building, education, participation and awareness (CEPA) Oversight Panel in supporting the planning, implementation and review of CEPA-related work, including formal education, as part of the Convention’s ongoing work;
2. RECALLING that the role of education and communication to increase public awareness was featured at the 3rd meeting of the Conference of the Contracting Parties (COP3) in Regina, Canada; with progressive steps taken at COP4 (Montreux, Switzerland), COP5 (Kushiro, Japan), and COP6 (Brisbane, Australia) to more formally recognize the role of education and to work towards a dedicated Ramsar education programme;
3. ACKNOWLEDGING that the first COP-approved CEPA resolution was Resolution VII.9, *The Outreach Programme*, in 1999, which identified the general public, schools, indigenous communities and the private sector as different groups with different communication needs;
4. CONCERNED that specific guidance regarding the formal education sector in successive CEPA Programmes has been minimal and that, while schools and formal education are clearly featured in Resolution VII.9 with related recommendations, subsequent CEPA Programmes (approved through Resolutions VIII.31 and X.8) only mention the “The Education Sector” as a stakeholder; ALSO NOTING that in the current CEPA Programme (approved through Resolution XII.9), Goal 8 encourages the development and distribution of wetland education materials “for use in the formal education sector”, but no additional guidance on suggested approaches is provided;
5. NOTING that environmental education has been evolving as an interdisciplinary field with focus on environmental literacy as well as an understanding of the relationship people have with their environment, and that it has also expanded to recognize various types of knowledge (e.g. Indigenous, local, scientific, etc.), to consider diversity, equity, and inclusion in conversations about environmental sustainability, and to include specific focus areas such as education for sustainable development (ESD) and biodiversity education;

6. ACKNOWLEDGING that the United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization (UNESCO) published “Education for Sustainable Development Goals” in 2017 to support the implementation of the Sustainable Development Goals (SDGs), and that the United Nations General Assembly endorsed Resolution A/C.2/74/L48 on *Education for sustainable development in the framework of the 2030 Agenda for Sustainable Development*;
7. FURTHER ACKNOWLEDGING that UNESCO is currently inviting inputs from its Member States and stakeholders towards the new ESD for 2030 roadmap, which aims to provide guidance for Member States and other stakeholders for the implementation of the new global framework “Education for Sustainable Development: Towards achieving the SDGs”;
8. EXPRESSING GRATITUDE to Contracting Parties and Wetland Link International for supporting the global expansion of wetland centres and wetland parks, which act as hubs for wetland education and contribute valuable services to the formal education sector, both at wetland sites and in the school setting;
9. RECOGNIZING that while many Contracting Parties have CEPA action plans and programmes that include wetland education, further consideration can be made on how to effectively promote wetlands in formal education;
10. RECOGNIZING that responsibility for formal education is not always uniform across national jurisdictions, and that there can be differences in how school education is delivered or how curricula are introduced or mandated in Contracting Parties;
11. ALSO RECOGNIZING that formal wetland education can complement and, in turn, be complemented by non-formal and informal wetland education, further enhancing public awareness;
12. ACKNOWLEDGING that environment-focused education in the formal school setting provides students with a foundation of environmental and conservation awareness, appreciation, literacy, skills, motivations, and responsibility, and provides a means to influence the mindset of students, youth, and educators towards the better understanding, appreciation, and stewardship of ecosystems in general;
13. FURTHER RECOGNIZING the vital importance of wetland education focused on ecosystem services in facilitating the understanding of the importance of wetlands, including but not limited to reducing disaster risk; and as such, in promoting their protection;
14. FURTHER ACKNOWLEDGING that learning about the environment both in the school setting and in nature can support life-long learning including vocational education, particularly through experiencing wetlands;
15. AWARE that further guidance on supporting wetland education in the formal education sector may redirect attention to this important component of the CEPA Programme in recognition of the opportunity to reach the younger generation in the formative years; and
16. AFFIRMING that education is equally as important as other components of the CEPA Programme and that synergy among components can facilitate a more effective implementation of the Convention;

THE CONFERENCE OF THE CONTRACTING PARTIES

17. URGES Contracting Parties to recognize the benefits of promoting wetland education topics in formal education and other sectors in order to encourage a greater understanding of wetlands and their values;
18. ENCOURAGES Contracting Parties to explore and support strategies to further integrate wetland education in formal education settings and to increase wetland education opportunities in their schools and learning institutions, such as:
 - i. identifying their institutions responsible for formal education and, if appropriate, coordinating actions in accordance with communication, capacity building, education, participation and awareness (CEPA) national action plans or with other national planning tools;
 - ii. inviting government authorities responsible for education to join the National Ramsar Committee, National Wetland Committee or other similar mechanisms as a member to explore opportunities to introduce wetland topics and programmes into existing curricula;
 - iii. adopting a national or sub-national level approach to introducing wetland education topics in school curricula for schooling that are widely available and accessible for schools and teachers;
 - iv. establishing partnerships with wetland centres and wetland parks to enhance the development and implementation of school-based learning;
 - v. adopting demonstration-school models, and school-to-school and network-of-schools models;
 - vi. partnering where appropriate with the private sector to support dedicated grant schemes and various practical activities;
 - vii. identifying partnerships from existing programmes and initiatives such as the Wetland City Accreditation of the Ramsar Convention and mobilizing resources through such partnerships;
 - viii. enhancing communication among the stakeholders on wetland education through CEPA National Focal Points; and
 - ix. encouraging participation of schools in the celebration of World Wetlands Day;
19. ALSO ENCOURAGES Contracting Parties to recognize the critical role of teachers in improving the effective inclusion of wetlands in school curricula and to support capacity building of educators in wetland science, including school teachers, instructors and eco-interpreters in wetland centres;
20. CALLS UPON Contracting Parties to take into account other partners and sectors in education, such as curriculum development authorities, universities and in-service trainers, Indigenous Peoples and local communities, museums, community centres, and national and international teachers' associations where appropriate, that may assist in the introduction of wetland topics in formal curricula, as well as in non-formal and informal education;

21. ENCOURAGES Contracting Parties to seek opportunities to support citizen science initiatives including traditional knowledge that are focused on wetlands and delivered by wetland-focused organizations and Indigenous Peoples and local communities;
22. FURTHER ENCOURAGES Contracting Parties to utilize existing online education platforms offered by international and regional organizations such as the United Nations Development Programme's "Learning for Nature" and the UN Environment Programme's "Earth School" and models of existing educational programmes with quality educational materials repackaged for schools and online access;
23. INVITES the International Organization Partners of the Convention to review their programmes and identify aspects that can be repackaged and used in school and other education;
24. CALLS UPON Contracting Parties to share examples of good wetland education materials, programmes or curricula for the school education sector through the Convention website or through other media in cooperation with the Ramsar Regional Initiatives, especially the Ramsar Regional Centres, and with other relevant programmes and networks such as Wetland Link International, the global network of wetland centres;
25. ENCOURAGES Contracting Parties to utilize Ramsar National Reports to report on progress regarding wetland education in schools and learning institutions, as appropriate;
26. INSTRUCTS the Secretariat to analyse the progress of development and implementation of wetland education programmes based on National Reports in cooperation with a small working group consisting of CEPA experts especially created for this purpose, and report the progress to the Contracting Parties through the COPs, towards the goal of mainstreaming wetland education in formal education; and
27. REQUESTS the Secretariat to coordinate with the United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization (UNESCO) and work to synergize the Convention on Wetlands' goal of integrating wetland education in formal education with UNESCO's ESD for 2030 roadmap.

2. グループワークのための事例記入用紙における「インフォーマル・エデュケーション」「ノンフォーマル・エデュケーション」「フォーマル・エデュケーション」についての説明

ラムサール条約登録湿地関係市町村会議 第14回学習・交流会

グループワークのための事例記入用紙における

「インフォーマル・エデュケーション」「ノンフォーマル・エデュケーション」「フォーマル・エデュケーション」についての説明

コーディネーター 笹川孝一

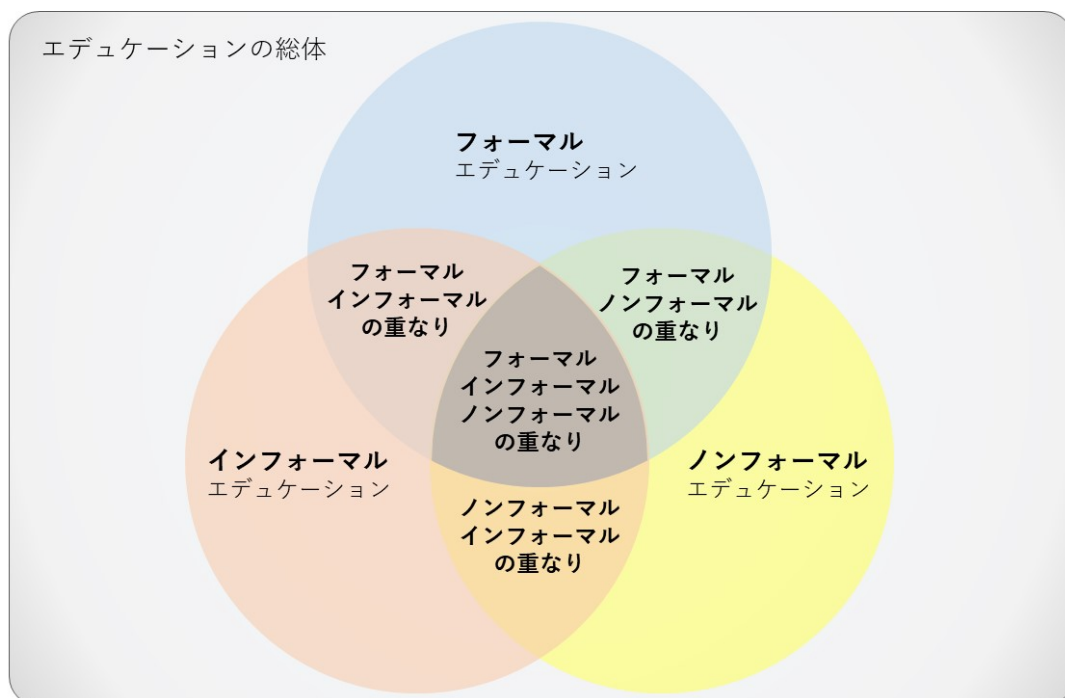
1. 「インフォーマル・エデュケーション」「ノンフォーマル・エデュケーション」「フォーマル・エデュケーション」という考え方と意味

ラムサール条約第14回締約国会議（COP14）における湿地教育に関する決議では、「フォーマル・エデュケーション（Formal Education）」というコトバが使われています。

この言葉は、日本ではあまりなじみがない言葉ですが、決議で使われている言葉なので、関連の「ノンフォーマル・エデュケーション」「フォーマル・エデュケーション」と併せて、以下、説明します。

結論を言えば、次の4点が大切です。

- ・「フォーマル・エデュケーション」は、近代学校における教育活動やシステムを指す言葉。公権力が関与する「公教育（public education）」の根幹をなすものですが、公教育とイコールではありません。
- ・「インフォーマル・エデュケーション」は、広く国民・住民の間で行われている様々な教育プログラムで、近代社会以前から営々と続いてきた、教育活動の基盤を成すものです。
- ・「ノンフォーマル・エデュケーション」は、地域の教育活動をサポートする役割を果たす、地方自治体などの公権力が関与する教育プログラムですが、卒業資格、学位を付与するものではない点に、「フォーマル・エデュケーション」との違いがあります。そして、「フォーマル・エデュケーション」と一体になって、公教育を形成しています。
- ・社会全体での現実の教育活動、「生涯学習」あるいは「生涯学習体系」は、以上述べた、3つの形式の教育活動、すなわち、フォーマル、インフォーマル、ノンフォーマルの住み分けと協力で成り立っています。



詳しい説明は、少し込み入っていますが参考にして下さい。

《参考》

① 「フォーマル・エデュケーション」は近代学校における教育を指す言葉

この言葉は革命後のフランスで、フランス国民を作るために国家が関与する「公教育制度を作る」ことを意図して、公教育学校を法制度化したことを基盤としています。

それは、読み書き能力や広い視野と教養をもったフランス国民を育てるために、カリキュラム整備、継続的な授業、単位認定と卒業資格（学位）付与などを条件とするものです。

日本では、明治5（1872）年に始まり、いくつかの変革を経ながら今日まで続く学校制度です。

② 「インフォーマル・エデュケーション」は広く国民、住民の間で行われている様々な教育プログラム

近代学校制度が整う前から、人間の生活のある場所では様々な教育活動が行われてきました。家庭や地域社会、企業やNPO、財団、多様な任意団体などが行っている教育活動です。

この教育活動は、多様であり、その中から「市民の科学」「市民の芸術」などが展開し、学校（フォーマル・エデュケーション）に影響を与えてきています。ですから、教育活動という点でいえば、こちらの方が歴史も古いもので、セミナー修了書などを独自に出すところもあり、教育活動の母体ともいえるものです。

ただ、小学校卒業、中学校卒業、高校卒業…大学卒業、大学院修了などの卒業認定資格（学位など）を付与する仕組みにはなっていません。だからと言って、「フォーマルが上位でインフォーマルはとるに足らないものだ」ということではありません。

③ 「ノンフォーマル・エデュケーション」は、地域の教育活動を促進する役割を果たす

ノンフォーマル・エデュケーションという考え方は、フォーマルとインフォーマルの中間に位置するもので、歴史的には、とくにフォーマルを補完するものという側面を強く持ってきました。

しかし、現代の日本のように学校制度が整備され、教育基本法で「生涯学習」を上位概念に据えてその下に「学校教育」や「社会教育」などを位置づけている環境においては、意味合いが変わってきました。

成熟社会という現在の「先進国」においては、法的な裏付けのある公民館（市民館）、図書

館、博物館（植物園・動物園・水族館をふくむ）公共的な教育施設や、各省庁がもっている多様な教育施設、あるいは都道府県や市区町村がかかわる住民を対象とする助成制度や教育プログラムによって、「学校（フォーマル・エデュケーション）」ではできない多様な学習機会を積極的に推進するという機能が強くなっていると言えます。

したがって、ここでも「フォーマルが上位でノンフォーマルはとるに足りないものだ」ということではありません。

④ 現実の教育活動、「生涯学習社会」は3つの形式のフォーマル、インフォーマル、ノンフォーマルの住み分けと協力で成り立っている

以上は、「フォーマル・エデュケーション」というものを軸とした考え方ですが、実際には、この3つの教育活動、学習活動が住み分けしながら協力し合っています。

・家族、地域、企業、NPO等々、最も物事の現場に近いところで、自由闊達に行われている教育・学習活動（インフォーマル）にはリアリティーがあり、深い知識・技能や教養を習得できる可能性があります。生涯教育・学習社会の母体です。

しかし、ここでは文字の読み書きや活用、それを使った広い知識・教養を培うことは必ずしも簡単ではありません。

・その反対に、学校（フォーマル）においては、文字の読み書きやそれを使った広い知識・技・教養を培うことができる可能性があります。また、卒業資格を付与することによって、その人がどのような学習活動を積み重ねてきたのかを示すこともできます。

しかし、学校という場は生活や社会活動の現場ではないために、リアリティーという点では弱さが発生します。そこで、「見学」「体験」「実習」などの形で、現場に行き、あるいは現場で体験したこと、見聞きしたことを「宿題」などの形で、文字・文章、絵画・写真・映画、音楽などの方法で表現して、教養の質を高めることが行われています。

つまり、学校（フォーマル）にとっては、現場（インフォーマル）での「見学」「体験」「実習」等の協力が欠かせないのです。

・そして、インフォーマルをサポートし、かつフォーラムとインフォーマルの仲立ちをするのが、ノンフォーマルです。

フォーマルが現場のリアリティーを学校に導入するためには、住民団体等が集う公民館（市民館）、図書館、博物館・植物園・動物園・水族館、ビジターセンター等の施設の見学・訪問、そこでの資料調べは、アクセスしやすい方法です。

また、学校関係者が市区町村の役所・役場の様々な担当課とコンタクトをとって、学校におけるリアリティーを増す方策について相談に乗ってもらうこともできます。

同時に、インフォーマルの活動をサポートし、ときには主催講座・セミナーを開くことによって、また、インフォーマルの活動の成果の作品化を支援することなどを通じて、生涯学習社会の基盤であるインフォーマルの拡充に貢献することができます。

2. 「湿地教育」の3つの構成部分～フォーマル、インフォーマル、ノンフォーマル～

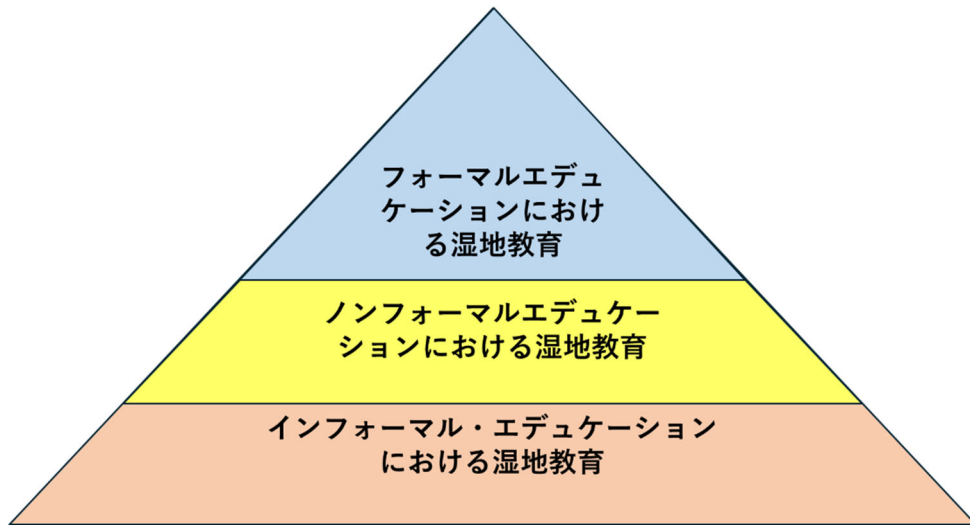
では、以上のことを「湿地教育」にそくして言うと、どのようになるのでしょうか？

まず押さえておきたいことは、日本は、世界の中でも湿地に関する教育活動としての「湿地教育」wetland education が最も盛んな国の1つであるということです。そして、日本政府だけではなく、都道府県や市区町村の1つ1つが、地域の人々と協力しながら、地域の実情に合わせて、湿地教育を発展させていたということです。

ですから、「湿地教育」を盛んにする、「フォーマル・エデュケーション」における湿地教育を盛んにするというときに、日本の場合には、何か新しいことを始めるという必要は必ずしもありません。これまでやってきたことを出し合い、整理して、共有することで、更なる発展のための「次の一手」を見つけ出し、共有することが大事です。自分たちの所の宿題を受け取って、また市町村会議の学習・交流会に持ち寄って共有することが大事で

あると言えます。

その際に、歴史的な経緯から、またこの市町村会議に集まっている多くの方々の所属が、市区町村の様々な部局の担当者であるということを踏まえたときに、インフォーマル、ノンフォーマル、フォーマルの順番で考えることが、わかりやすいかと思います。



① 地域を基盤とする湿地教育（インフォーマル湿地教育）はとても豊かに展開されてきた。

河川、湖沼、水田など、陸上の水のあるところ、また、海浜などを含む多様な自然・人工湿地とそこに生きる植物・動物・人の生活を大切にする伝統が、日本にはとても豊かにあります。また、近代化によって破壊された湿地や湿地で生きるいのちを回復する取り組みも盛んです。そうしたことが、それぞれの市区町村において、人から人へ受け継がれ、NPO、民間企業、様々な団体・個人の間で共有されてきました。これは湿地教育の基盤です。

② 市区町村の諸施設や各部局による湿地教育（ノンフォーマル湿地教育）の事例もたくさんある。

湿地教育の取り組みには、環境課、環境生活課、産業建設課、農政課、観光課、地域振興課などの部局や、公民館、図書館、博物館、動物園・水族館、水鳥・湿地センター、ビジターセンター等の施設など、市区町村が関与しているものもたくさんあります。

そこには、直接主催しているプログラムもあり、また、助成金や施設利用機会の提供、講師派遣など、間接的にサポートしているものもあります。

これは、市区町村等の全ての部局が行っている湿地教育の推進事業です。

③ 学校における湿地教育（フォーマル湿地教育）も充実している。

こうした基盤の上に、文部科学省・教育委員会が管轄する国公私立学校で実施されている湿地教育があります。生活科、理科、社会科、家庭科、国語科、総合的な学習の時間等で、水や湿地・水辺、そこで生きる、人間を含めた多様な生命体や産業などについて、授業が行われています。これは、学習指導要領に定められ、それに基づく教科書や地域副読本での記述にも示されています。

これらの授業は、一方では湿地の具体的現場における体験やイメージと結びついて行われます。同時に、「水の星・地球」「水と私たちの暮らし」「水にかかわる生命と生態系」「水を生かした暮らし・産業や環境保全」など、個別の湿地を超えた「水・湿地に関する教養」を培う役割を果たします。これは、人々が「湿地」に関する総合的なマネジメントをする上での広い視野を提供するものです。

3. 地元に沢山あるフォーマルとの協力関係

～グループワーク準備の用紙に記入する際の参考例として～

インフォーマル (FE)、ノンフォーマル (NFE) 側からのフォーマル (IFE) への協力の仕方とその事例は全国の市町村の地元に、既にたくさんあります。少なくとも、次の5つのタイプが考えられます。

① 地域副読本作成に対する、地元の人・関係職員等の協力

市町村会議の会員自治体の少なくないところで、「地域副読本」と呼ばれる副教材を発行しています。自治体によってそれぞれ固有の名前が付けられています。また、人口の少ない町村では、製本されている冊子体ではなく、プリントや電子媒体の所もあります。

これは、小学校3・4年生の社会科において学ぶ、地域の地域を理解するためのものです。内容は自治体により様々ですが、そこには、湿原・河川・湖沼・海岸などを含む地域の自然湿地や、上下水道や水田・ため池などの人工湿地、農業や水産業、農産物・水産物加工業、温泉(地熱性湿地)や湿地を含む自然景観を生かした観光業などの産業やそれらに携わる人々、そうした地域の歴史などが描かれています。

地域副読本を使った、これらについての教育活動は、「湿地教育」という名称では括られていないことが多いのですが、「湿地教育」としての実質を持っています。

湿地教育の実質を担う地域副読本を作成する際に、地元出身者が多いとは限らない学校教員だけでは、地元情報が十分には集まりません。そこで、それに詳しい地元の人々、市区町村の関係職員が協力することは多くあります。これは、インフォーマル、ノンフォーマルによる、フォーマルへの協力の一形態と言えるでしょう。

② 出前授業

こうした地域副読本を使った授業の際に「出前授業」が行われたりします。

登録湿地である琵琶湖西岸の滋賀県高島市の安曇川漁協の人が、地元の小学校に「琵琶湖の漁業」についての「出張授業」に行っています。漁業については、もちろん、漁業者の方が詳しいわけです。漁具、漁法、獲れる魚の種類、琵琶湖固有種を使った地元の名産「鮒ずし」の加工方法や食べ方、アユの上賀茂神社への奉納や全国への移出などについて説明します。こうした例は、全国各地にあります。

出前授業もまた、IFEやNFEによるFEへの協力の一形態です。

③ 現場・施設見学、社会科見学

これとは逆に、学校の児童・生徒が湿地の現場・施設に来る例もたくさんあります。学年やクラスで来る場合も多くあります。またクラブ活動の一環で来る場合もあります。

そうした場所は、沖縄石垣市の名蔵アンパルや那覇市・豊見城市の漫湖、出水市のツル公園、豊岡市のコウノトリの郷公園・コウノトリ文化館、習志野市の谷津干潟自然観察センター、釧路市の細岡展望台など、たくさんあります。

ここでは、施設職員、湿原や湿原の生物に詳しい地元の人が説明し、また、可能な方法で湿地の中に入って、湿地を体感する活動が行われ、またときには隣接する道の駅などで湿地の産物やそれを買求める人々に接したりもします。

そして、これらの体験を、作文や絵、日記などの形態で記すことで意識化し、担任に提出し、場合によってはクラスの班ごとに話し合い、ポスターの制作や発表をすることもあ

ります。

南三陸町・志津川湾や谷津干潟、尾瀬の場合には地元の高校のクラブ活動との連携があり、この場合には年度や学年を越えて、継続的に行われていることも少なくありません。

これも、ノンフォーマル、インフォーマルによるフォーマルへの協力の形です。

④ 現場での体験

湿地教育の現場に、児童・生徒たちが単独で行くことも多くあります。例えば、鶴岡市の大山上池・下池の自然学習交流館「ほとりあ」では、「いのち学」など上池・下池や隣接する都沢湿地に生きる、特定外来種のウシガエルやアメリカザリガニを捕獲し解剖して命の価値について学び、同時のその食べ方も学びます。

施設の大きさやプログラム実施の人数の関係で、児童・生徒は学校やクラス単位で来るというよりは、個別にやってくる人が多いようです。しかし、個別にやってきた児童・生徒が夏休みの宿題等で絵日記などを書いて学校に提出することもあるそうです。

また、「ほとりあ」で学んだ児童・生徒の中から医学部の学生になった人もいるそうで、いのちへの関心が、その学生を育てたといえるかもしれません。

ユネスコの食文化創造都市でもある鶴岡市の「ほとりあ」では、浮草組合という蓮や菱の収穫権を持つ組合の人々との協力関係、ウシガエルの肉やアメリカザリガニの肉、ザリガニの殻の粉末を使ってもらった地元のフランス料理店、ラーメン店などとの協力関係を創りながらプログラムを組み立ててきました。また、地元にある山形大学農学部との協力関係も持っています。

こうした取り組みも、IFE、NFEとFEとの協力の一形態です。

⑤ 施設等での実習や大学などとの研究協力関係など

湿地の関係施設では、大学生たちの実習を受け入れているところもあります。

谷津干潟自然観察センターでは、法政大学など複数の大学の学生の実習を受け入れてきました。ここで学んだ学生たちは、それぞれの大学学部のプログラムの単位を取得できる仕組みです。

豊岡市ではコウノトリ文化館に隣接する兵庫県立大学と協力してコウノトリの生態やコウノトリにかかわる地域社会についての研究に関しての協力関係を創っています。また、職員が県立大の社会人学生として研究に携わるケースもあります。

このような、大学・大学院レベルでの連携関係としては、先の、ほとりあと山形大学農学部の協力関係、新潟大学と「Wetland City 新潟市」との協力関係、南三陸町と大正大学、共立女子大学との連携もあります。また南三陸町では、町の「ラーニングセンター」を設立し企業研修と共に大学生の研修を受け入れ、ラムサール条約登録湿地である志津川湾とそれを支える森林を含め、東日本大震災の被害とそこからの復興の地域づくりを素材としながら広く日本の大学教育（フォーマル・エデュケーション）への協力を始めています。

このようにラムサール条約登録湿地関係市区町村では、地域の自然・産業・学問・芸術を育てながら、広く日本各地の大学教育づくりにも貢献しています。

4. 地元でのインフォーマル、ノンフォーマル、フォーマルの協力関係が住民の学習、地元の学問・芸術、地元と日本の学校（幼稚園から大学まで）における教育を育てている

ここで挙げたものは、皆さんたちが地元で努力していることのほんの一例です。この他にももっと豊かな実践体験がある事と思います。

日本では、FE、IFE、NFEの3者の協力関係がたくさん成立していて、それはさらに進化を遂げつつあります。この協力関係の中で、学問、芸術、産業が育ち、人々と地域が育っています。それは、日本全国で共有する価値のあることですが、同時に、東アジアや世界で共有する価値のあることです。

そのことに確信をもって、2023年度の市町村会議の学習・交流会で互いに地元の事例を紹介し合い、共有し合っていきましょう。

3. 学校教育で〇〇教育を行うために（第15回学習・交流会での日置光久さんの言葉）

子どもの資質・能力を育成する～学校教育へ入っていくために必要な視点

PSP（海洋教育パイオニアスクールプログラム）の目標は、次の通りです。

- ① 幼・小・中・高等学校での海の学び、海洋教育の普及と促進
- ② 海の学びに取り組もうとする学校や先生の活動の支援
- ③ 人と海が共生できる社会づくりに必要な資質・能力をもった人材育成の支援
- ④ 海を活用した新たな学びの開発

ここでポイントは3番目なのです。学校へ入っていくためには、子どもの資質・能力を育成するのだという、明確なターゲット、これがないとただ海が大事だからとか、海が心を癒すとか、あるいは国際問題がある、後は、地球温暖化云々だとか、そういうことだけではなくて、それをやることによって、子どもの資質・能力。これはもう学習指導要領のコアですから、この能力がちゃんと育成できるのですか、どんなものが育成できるのですか、ということを明確に示すことによって、初めてその材料として海が大事なのだなあ、と、二次的に海が入ってくる。海というのは材料なので、海を教えるのではないのです。教育では、教育の「in」「about」「for」という言い方をします。「Education in the Ocean」「Education by the Ocean」「Education for the Ocean」とかですね、海のために、海に行って、海によって、海を使って、学習指導要領にある資質・能力を育成する、教育の目標を実現するということが明確に示されているかどうか、焦点です。ただこの内容を教えてくれ、では駄目なのです。

※詳細は『ラムサール条約登録湿地関係市町村会議 第15回学習・交流事業の記録』のP11-14をご参照ください。

4. 学校教育法 一部抜粋

第二十一条 義務教育として行われる普通教育は、教育基本法（平成十八年法律第二十号）第五条第二項に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 学校内外における社会的活動を促進し、自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 二 学校内外における自然体験活動を促進し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 三 我が国と郷土の現状と歴史について、正しい理解に導き、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、進んで外国の文化の理解を通じて、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 家族と家庭の役割、生活に必要な衣、食、住、情報、産業その他の事項について基礎的な理解と技能を養うこと。
- 五 読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと。
- 六 生活に必要な数量的な関係を正しく理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。
- 七 生活にかかわる自然現象について、観察及び実験を通じて、科学的に理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。
- 八 健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養うとともに、運動を通じて体力を養い、心身の調和的発達を図ること。
- 九 生活を明るく豊かにする音楽、美術、文芸その他の芸術について基礎的な理解と技能を養うこと。
- 十 職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に応じて将来の進路を選択する能力を養うこと。

第四章 小学校

第二十九条 小学校は、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的とする。

第三十条 小学校における教育は、前条に規定する目的を実現するために必要な程度において第二十一条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

② 前項の場合においては、生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない。

第三十一条 小学校においては、前条第一項の規定による目標の達成に資するよう、教育指導を行うに当たり、児童の体験的な学習活動、特にボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の充実に努めるものとする。この場合において、社会教育関係団体その他の関係団体及び関係機関との連携に十分配慮しなければならない。

第五章 中学校

第四十五条 中学校は、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すことを目的とする。

第四十六条 中学校における教育は、前条に規定する目的を実現するため、第二十一条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

第六章 高等学校

第五十条 高等学校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普

通教育及び専門教育を施すことを目的とする。

第五十一条 高等学校における教育は、前条に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 義務教育として行われる普通教育の成果を更に発展拡充させて、豊かな人間性、創造性及び健康やかな身体を養い、国家及び社会の形成者として必要な資質を養うこと。
- 二 社会において果たさなければならない使命の自覚に基づき、個性に応じて将来の進路を決定させ、一般的な教養を高め、専門的な知識、技術及び技能を習得させること。
- 三 個性の確立に努めるとともに、社会について、広く深い理解と健全な批判力を養い、社会の発展に寄与する態度を養うこと

「水といのちと人々の営みについての総合政策（計画）」に
「総合的湿地教育」を位置づける
～ラムサール条約登録湿地関係市区町村における
湿地教育の現状と課題～

2026年3月

調査主体：ラムサール条約登録湿地関係市町村会議
調査協力：笹川孝一（法政大学）、田開寛太郎（都留文科大学）
佐々木美貴・朴恵眞（日本国際湿地保全連合）
報告書執筆：笹川孝一

発行者：ラムサール条約登録湿地関係市町村会議
会長 鶴間秀典（釧路市長）

〒085-8505 北海道釧路市黒金町7丁目5番地

釧路市市民環境部環境保全課自然保護係

TEL：0154-31-4594 FAX：0154-23-4651

編集：特定非営利活動法人日本国際湿地保全連合

〒103-0011 東京都中央区日本橋大伝馬町17-1 城野ビルⅡ 2階

TEL：03-5614-2150 FAX：03-6806-4187